

札幌市火災予防条例の改正経過

市民一人ひとりが、自らの生活の安全及び安心を推進するためには、「ルールだから」消防法令を順守するという意識だけではなく、なぜ、このようなルールができたのか、ルールができたきっかけや当時の時代背景は何だったのかを理解した上で、「命と財産を失わない」ために消防法令というルールを順守する意識を持つことが何よりも重要であり、そのことが自主防火意識の醸成と市民生活の安全及び安心に直結する。

ここでは、昭和48年の全部改正以降における札幌市火災予防条例の主な改正経過について、時代背景を含めて記している。

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	昭和48年6月29日・札幌市条例第34号 (昭和48年第2回定例会)
<p>【改正概要】</p> <p>近年の飛躍的な産業技術の発達及びエネルギー革命により、新しい形態の火を使用する設備器具が多く出現し、市民の生活様式に大きな変化をきたし、これに伴い今までとは異なる形態の火災が発生するようになってきたこと、札幌市では高層建築物及び地階、無窓階の建設等が進み、都市構造が著しく変化し、今後の消防事象が複雑多様化することが予想されること、国が所管する火災予防条例準則が大幅に改正されたこと。これらを勘案し、以下のとおり全部改正した。</p> <p>1 法第9条に係る火の使用に関する基準（第3章関係）</p> <p>(1) 近年、数多く出回っている液体燃料を使用する設備（ポット式石油ストーブなど移動式でないもの）の附属設備（燃料タンク等）の設置及び管理の基準について、従来の規定では火災予防上不十分のため、タンクの容量区分に応じた板厚とすること、自動容量覚知装置を設置することの基準を設けた。（第3条〔炉及びかまど〕関係）</p> <p>(2) 多衆調理用等の炉及びかまどに関する基準は、北海道としての特殊事情が薄弱となってきたこと、また、建基法の防火に関する規定が強化されたこと等を考慮し、削除した。（第3条関係）</p> <p>(3) サウナ設備の基準は、従来規定が存在せず、また、近年来多く市場に出回ってきたので、温度が異常に上昇した場合の熱源遮断装置等の基準を新たに設けた。（第9条〔サウナ設備〕関係）</p> <p>(4) 従来のガス湯沸設備の規定は、瞬間ガス湯沸器など小規模のものを念頭に置いていたが、家庭用セントラルヒーティングなど規模の大きな湯沸設備の出現により、従来の規定では火災予防上不十分となったため、新たに簡易湯沸設備、給湯湯沸設備に区分し、それぞれ基準を設けた。（第11条〔簡易湯沸設備〕及び第12条〔給湯湯沸設備〕関係）</p> <p>(5) 火を使用する器具（容易に移動できるもの）の取扱基準について、従来は各器具別（こんろ、ストーブ、アイロン等）に、かつ、大きくくりで規定していたものを改め、使用する燃料の各性質別（気体、液体、固体、電気）に規定し、より適切な取扱基準を設けた。このうち、特に、液体燃料を使用する移動式ストーブについては、地震等により、自動的に消火する装置等の設置を義務付けた。（第22条〔液体燃料を使用する器具〕、第23条〔固体燃料を使用する器具〕、第24条〔気体燃料を使用する器具〕及び第25条〔電気を熱源とする器具〕関係）</p> <p>(6) 劇場、百貨店、学校等の防火対象物のうち、どん帳、幕等について防災処理を義務付けていたが、政令改正により、政令に規定されたため、削除した。（第26条〔使用に際し火災の発生のおそれのある器具〕関係）</p> <p>(7) 枯草等を放置した空地の所有者等は、当該物件の除去等の火災予防上必要な措置を講ずるものとした。（第30条〔空地の管理〕関係）</p> <p>(8) 溶接作業等を行う場合の不燃材料による遮熱、可燃性物品の除去及び作業点検等の項目を新たに設けた。（第33条〔作業中の防火管理〕関係）</p> <p>2 法第9条の3に係る指定数量未満の危険物等に関する基準（第4章〔指定数量未満の危険物、準危険物及び特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準〕関係）</p>	

- (1) 危険物については、法で定める指定数量未満については、その基準を条例で定めることとなっており、従来は指定数量の5分の1以上についてのみ規定していたが、指定数量の5分の1未満の危険物も含め、指定数量未満の危険物全般について、その基本的基準を定めた。(第35条〔指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準〕関係)
 - (2) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物(以下「少量危険物」という。)を貯蔵し、取り扱う場合の空地の幅は、危政令が改正され、指定数量以上の危険物につき、その容量に応じた幅を設けることとされたので、これに準じ、その容量区分に応じた幅とし、合理的かつ実態に即した規制とした。(第36条関係)
 - (3) 少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の室内の内装制限については、従来、法別表に掲げる第4類の引火性危険物に限られていたものを全ての危険物に及ぼすこととした。(第36条関係)
 - (4) 少量危険物の地上の貯蔵タンクの板厚をタンクの容量に応じたものに改めた。(第36条関係)
 - (5) 少量危険物の地下の貯蔵タンクについて、新たに材質及び板厚等の基準を設けた。(第36条関係)
 - (6) 少量危険物の移動タンクについては、材質及び板厚の基準並びに安全装置の設置等について新たに規定を設け、「危」の標識版について、地が黄色、文字が黒色を、地が黒色、文字が黄色に改めた。(第36条関係)
- 3 法第17条第2項に係る消防用設備等に関する基準(第5章〔消防用設備等の技術上の基準の付加〕関係)
- (1) スプリンクラー設備について、従来対象外であった倉庫で所定の基準のものに設置を義務付けるとともに、10階以下のスプリンクラー設備に付設するものとして、消防ポンプ自動車が届く送水する双口型の送水口の設置を義務付けた。また、政令が改正されたことにより生じた重複する部分を削除した。(第44条〔スプリンクラー設備に関する基準〕関係)
 - (2) 水噴霧消火設備等について、従来対象外であった変電設備で1,000キロワット以上のものについては、その設置を義務付けた。(第45条〔水噴霧消火設備等に関する基準〕関係)
 - (3) 自動火災報知設備の防水保護設備として防水ボックスの付設を義務付けた。(第47条〔自動火災報知設備に関する基準〕関係)
 - (4) 11階以上の高層建築物の避難設備としてバルコニー付きの固定式タラップの設置を新たに義務付け、設置及び維持に関する技術上の基準を新たに設けた。(第50条〔避難用タラップに関する基準〕関係)
 - (5) 連結送水管の基準について、従来対象外であった劇場、映画館等の用途に供する地階で所定のものに設置を義務付けるとともに、送水管の放水口上部に赤色灯の設置等を規定した。(第53条〔連結送水管に関する基準〕関係)
 - (6) 全ての防火対象物の地階部分で所定の基準のものに、新たに非常コンセント設備の設置を義務付けた。(第59条〔百貨店等の避難通路等〕関係)
 - (7) 百貨店等の避難通路の幅について、新たに床面積、売場面積に応じた避難上有効な幅とした。(第59条関係)
- 4 その他札幌市の火災予防上必要な事項
- 今回の改正に関連し、新たに届出を要するものとして、発熱量6万キロカロリー毎時を超える給湯沸設備、サウナ設備等に拡大した。(第66条〔火を使用する設備等の設置の届出〕関係)

【関係法令等】

- ・火災予防条例準則の一部改正について(昭和48年1月20日消防予第16号通知)

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	昭和50年10月1日・札幌市条例第40号 (昭和50年第3回定例会)
<p>【改正概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉又はかまどについて、燃料装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが困難な場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を3メートル以内に限り使用することができるが、火災予防の観点からこれを「2メートル以内」に改めた。(第3条〔炉及びかまど〕関係) ・ボイラー設備の不備が火災原因として増加していることを踏まえ、ボイラー室における内装制限の規定を整備した。(第4条〔ボイラー〕関係) ・サウナ室における火災の増加を踏まえ、サウナ設備全体に対する防火基準を整備した。(第9条〔サウナ設備〕関係) ・新しい形態の燃焼設備等の開発、多様化に伴い、火災予防上支障がないと認められる場合の特例規定を新たに設けた。(第21条の2〔基準の特例〕関係) ・気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、3メートル以内としなければならないこととなっているが、火災予防の観点から「3メートル以内」を「2メートル以内」とし、その接続部については、気体燃料が漏れないようホースバンド等で締めつけなければならないこととした。(第24条〔気体燃料を使用する器具〕関係) ・第30条の見出しとして「空地等の管理」を「空地の管理」に改めた。(第30条関係) ・火災発生時、その拡大が早く、消火活動が著しく困難となることが想定されるわら類、ぼろ及び紙くず類等の特殊可燃物を集積、貯蔵等する場合における火災予防上の基準を強化した。(第40条〔特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準〕関係) ・政省令の改正により、条例で規制していた屋内消火栓設備(第43条)、スプリンクラー設備(第44条)、水噴霧消火設備等(第45条)の基準が当該政省令に盛り込まれたことに伴う規定整備をした。(第43条から第45条まで関係) ・政令改正により、不燃性ガス消火設備の名称がハロゲン化物消火設備に変更したことに伴う規定整備をした。(第45条関係) ・家族ぶろ及び不特定多数の者を収容する木造の防火対象物で、火災の早期発見、早期避難等の人命安全対策の観点から、自動火災報知設備の設置を義務付けた。(第47条〔自動火災報知設備に関する基準〕関係) ・百貨店等の売場の避難経路の幅員について、一律の規制から当該売場の規模に応じて規制することによる規定整備をした。(第59条〔百貨店等の避難通路等〕関係) ・不特定多数の者を収容する防火対象物に対し、見やすい箇所に避難経路図の提示及び誘導用の携帯電灯の義務付けを新たに規定し、避難管理体制を強化した。(第59条の2〔避難経路図の掲示等〕関係) ・法等の改正により、消防用設備等を設置したときの消防機関への届出及び検査義務が規定されたことに伴い、防火対象物の使用開始前の検査と重複しないよう「使用開始の7日前」から「消防用設備等の工事完了から4日以内」にするなどの規定整備をした。(第64条〔防火対象物の使用開始の届出等〕関係) 	
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法の一部を改正する法律(昭和49年法律第64号) ・消防法施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第252号) 	

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	昭和55年6月10日・札幌市条例第39号 (昭和55年第2回定例会)
<p>【改正概要】</p> <p>1 液体燃料を使用する火気設備及び火気器具については、自治省消防庁が示す火災予防条例準則を参考として各市町村が定める火災予防条例、建基法、J I S等において、ハード面、ソフト面の様々な規制が設けられ、品質性能や防火安全性の確保等が図られている。当該火気設備及び火気器具の設置に関しては、その規制内容を体系的に整理し、適正かつ具体的に示す基準を明確にするため、昭和53年3月、自治省消防庁をはじめとする関係省庁、消防機関、業界団体、試験・検査機関等の委員で構成される「燃焼機器類の設置基準等に関する研究会」を設置した。また、検討結果を受け、昭和54年10月に「石油燃焼機器設置基準の解説」を作成するとともに、火災予防条例準則を一部改正（昭和54年10月1日付け消防予第182号通知）した。札幌市では、当該内容を踏まえ、次のとおり改正した。</p> <p>(1) 火気設備等の種別に関わらず画一的に離隔距離を定めていたものについて、火災予防条例準則において液体燃料を使用する設備及び器具ごとに具体的な離隔距離等の基準を定めたことに伴い、機種ごとに火災予防上安全な離隔距離を規定した。(第3条の2〔ふろがま〕、第3条の3〔温風暖房機〕、第4条〔ボイラー〕、第5条〔ストーブ〕、第12条〔給湯湯沸設備〕、第22条〔液体燃料を使用する器具〕、別表第5及び別表第6関係)</p> <p>(2) 液体燃料を使用するストーブ、ふろがまについてのみ熟練者に点検及び整備を行わせていたことについて、炉、ボイラー、温風暖房機、給湯湯沸設備（簡易湯沸設備を含む。）、ふろがま、ストーブ（移動式を含む。）、こんろ等で液体燃料を使用する燃焼機器については、構造が複雑であるため、これら全ての設備及び器具について点検、整備を熟練者に行わせることとする旨の改正をした。(第3条及び第22条関係)</p> <p>(3) 液体燃料を使用する炉又はかまどのうち、屋内に設けるものについては、壁及び天井を不燃材料又は準不燃材料とした室内に設けることとしているが、当該規制は、建築物の内装制限が建基法で規定されており、炉又はかまどを設置する場合の火災予防上安全な離隔距離規制により対応できることから、火災予防条例準則の改正に合わせ、内装制限規定を削除した。(第3条関係)</p> <p>(4) 液体燃料は危険物であるため、液体燃料を使用する設備については、危険物の貯蔵又は取扱いの規定を準用し、安全性を確保するため、第35条〔指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準〕、第36条〔指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準〕を準用（移動タンク貯蔵所関連は除く。）した。(第3条関係)</p> <p>(5) ふろがまの位置及び構造は、第3条〔炉及びかまど〕の基準の中で規制していたが、ふろがまの構造及び使用形態は、炉及びかまどのそれとは異なることから、それに応じた規制をするため、個別に規定を設け、規制することとした。(第3条の2関係)</p> <p>2 1以外の火気設備等について、次のとおり改正した。</p> <p>(1) 温風暖房機は、第3条の「暖房の用に供する熱風炉」で捉え規制していたが、この機種の多様化に伴い、個別に温風暖房機としての規定を設け、離隔距離及び風道等の基準を具体的に定めることとした。(第3条の3関係)</p> <p>(2) 固体燃料を使用するストーブは底面が高温になるため、鉄板製ストーブについては底面に遮熱設備を設けることとなっているが、鋳鉄製のものについても遮熱設備の設置を義務付けた。(第5条関係)</p> <p>(3) 避難管理の観点から、煙突、煙道については、階段、避難口など避難障害となる位置に設けないよう基準を強化した。(第6条〔煙突及び煙道〕関係)</p> <p>(4) 火災予防条例準則の改正に準じ、火を使用する器具の取扱いについて、火災予防上支障がないと認める場合には、位置、構造及び取扱いの基準によらなくてもよいとする特例基準を新たに規定した。(第26条の2〔基準の特例〕関係)</p> <p>(5) 溶接作業等は、引火性又は爆発性の物品の付近で行うことを禁止しているが、引火性又は爆発性でない合成樹脂等の可燃性のものからの火災が多くなっていることを踏まえ、当該作業は可燃</p>	

性の物品の付近においても禁止する旨を規定した。(第33条〔作業中の防火管理〕関係)

(6) 溶断作業は、溶接作業の中で捉えていたが、新たに溶断作業を加え、明確化した。(第33条関係)

3 指定数量未満の危険物に関する事項として、次のとおり改正した。

(1) 指定数量未満の危険物(主に灯油及び重油で、灯油は500リットル未満、重油は2,000リットル未満)の貯蔵、取扱いのタンク等に関し、流出事故が発生している状況にあるため、その貯蔵、取扱いの方法について、火災予防上安全な措置を講ずることとし、また、可燃性の合成樹脂類に関しては、火災発生時の危険性に着目し、火災予防条例準則の改正及び札幌市の実態を考慮し、関係規定を整備した。また、第36条には見出しがないため、「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準」として追加した。(第36条及び第40条〔特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準〕関係)

(2) 第37条には見出しがなかったため、「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の類ごとの貯蔵又は取扱いの基準」として追加した。(第37条関係)

(3) 危険物を収納するタンクが地盤面と接する部分については、腐食のおそれが高く、かつ、点検が容易でないものであることから、腐食防止措置を講ずべきことを明確にするとともに、地下等に埋設する配管についても腐食防止措置を講ずべきことを新たに規定した。(第36条関係)

(4) 屋根からの落雪によって灯油等のホームタンクが破損することを防止するため、タンク設置場所の適正化を規定した。(第36条関係)

(5) 危険物の備蓄志向が高まり、ホームタンクの複数設置など同一場所に貯蔵する量が増える傾向にあることから、危険物の大量流出に備えて流出拡散防止措置を講ずべきことを新たに規定した。(第36条関係)

(6) 屋内にタンクを設置するケースが多くなっていることから、当該タンクに流出拡散防止措置を講ずべきことを新たに規定した。(第36条関係)

(7) 灯油、重油等の地下タンク及び屋内タンクについては、過剰注入による事故の発生を鑑み、行政指導として行っていた過剰注水を防止するための油量計等の設置を規定化し、基準を強化した。(第36条関係)

(8) ビール箱、ウレタンフォーム(断熱材)、ポリウレタン(マットレスの原料)等の可燃性の合成樹脂類の貯蔵、取扱いについて、火災予防条例準則の改正を踏まえ、集積面積の限定及び相互の離隔距離、屋内において大量に貯蔵、取扱いを行う場合の建築物の内装制限(不燃材料で天井、壁を仕上げ)等の規定を新たに設けた。(第40条及び別表第4関係)

4 建築物の大型化、不燃化など、消防事象が著しく変化する中で消防関係法令が改正され、規制内容が条例の附加基準に近接してきたため、消火器(第41条)、屋内消火栓設備(第43条)、スプリンクラー設備(第44条)、水噴霧消火設備等(第46条)、屋外消火栓設備(第46条)、自動火災報知設備(第47条)、避難器具(第49条)、避難用タラップ(第50条)、誘導灯(第51条)、連結送水管(第53条)の規定を整備するとともに、大型消火器(第42条)及び漏電火災警報器(第48条)の規定を「削除」とした。(第41条から第51条まで及び第53条関係)

5 避難管理について、次のとおり改正した。

(1) 特定防火対象物に限り避難経路図を掲示していたものについて、消防用設備等に係る基準の強化等を考慮し、避難経路図の設置対象を①旅館、ホテル、宿泊所の客室、病院の病室のように就寝施設があるもの、②避難経路が複雑になると想定される百貨店に限定する旨の改正をした。(第59条の2〔避難経路図の掲示等〕関係)

(2) 携帯用電灯の具体的な設置場所が不明確であったことから、①百貨店の場合は、従業員が常駐する場所ごと、②旅館、ホテル、宿泊所及び病院の場合は、客室又は病室ごとに設置するよう具体化する旨の改正をした。(第59条の2関係)

(3) とびらについては、防火戸に限り施錠することを禁止していたが、火災等の災害時には、避難を容易にするため、避難口は全て開放できなければならない。このため、避難経路を確保する観点から、鍵を用いることなく解錠できるもの以外の避難口については、施錠することを原則的に禁止する旨の改正をした。(第61条〔避難施設の管理〕及び第63条〔防火施設の管理〕関係)

- (4) 第63条は、防火戸及び防火ダンパーを規制対象としていることから、見出しを「防火戸の管理」から「防火施設の管理」に改めた。(第63条関係)
- (5) 建築物の大型化に伴い、階段、廊下等に設けられる防火戸も大型化しているため、開閉を容易にするためのくぐり戸を設けるものが多くなっている。このため、避難路を明確に保持する観点から、くぐり戸に「避難口」であることの表示を新たに規定した。(第63条の2〔避難口のとびら等の標示〕関係)
- 6 その他、次のとおり改正した。
- (1) 防火対象物の使用開始届出について、届出と消防用設備等の検査に区分するとともに、届出の起点を「消防用設備等の工事が完了した日から4日以内」ではなく、「防火対象物の使用開始の4日前まで」とする旨の規定整備をした。(第64条〔防火対象物の使用開始の届出等〕関係)
- (2) 省令の改正により、第3条に消防計画の提出が規定されたため、条例において規定していた消防計画の提出に係る条項である第65条〔消防計画の提出〕を「削除」とした。(第65条関係)
- (3) 観覧場、公会堂又は集会場等において、臨時に客席又は舞台を設ける場合は、客席の設置状況や暗幕、じゅうたん等の防災処理を消防機関において確認することが災害防止を図る上で必要なことから、消防署長に届け出ることを義務付けた。(第67条〔火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出〕関係)
- (4) 第40条に特殊可燃物として合成樹脂類が加えられ、貯蔵又は取扱いが規制されることになったため、危険物等の届出対象として合成樹脂類を追加した。(第71条〔指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出等〕関係)

【関係法令等】

- ・消防法施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第252号）
- ・消防法施行規則の一部を改正する省令（昭和48年自治省令第13号）
- ・消防法施行規則の一部を改正する省令（昭和49年自治省令第27号）
- ・火災予防条例準則の一部改正について（昭和54年10月1日付け消防予第182号通知）

<p>公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)</p>	<p>昭和59年12月19日・札幌市条例第55号 (昭和59年第4回定例会)</p>
<p>【改正概要】</p> <p>1 科学技術の進歩に伴い、火気を使用する機器は、機種が多様化とともに、その構造も複雑化してきた。その中で、気体燃料を使用する機器に係る建築物等の部分及び可燃性の物品からの離隔距離については、自治省消防庁をはじめとして、学識経験者、通商産業省、建設省、東京消防庁、ガス機器業界の関係機関の委員で構成した「ガス消費機器設置基準調査委員会」において審議、検討した結果、火災予防上安全な離隔距離を「ガス機器の設置基準」としてまとめた（その後、昭和58年3月に「ガス機器の設置基準及び実務指針」を発刊）。また、当該内容について、昭和58年1月8日付け消防予第2号通知（以下「昭和58年2号通知」という。）により、自治省消防庁から各市町村にガス機器の設置が適正に行われるよう通知するとともに、この基準の策定に伴い、火災予防条例準則が改正され、火災予防の観点から、気体燃料を使用する機器についても具体的に設置基準を示し、個々の機種ごとに設置方法等を示すことになった。</p> <p>また、液体燃料を使用する機器に係る建築物等の部分及び可燃性の物品からの離隔距離については、昭和54年10月、自治省消防庁のほか各関係省庁、業界代表、検査機関等の委員で構成される「燃焼機器類の設置基準等に関する研究会」において審議された結果、火災予防上安全な離隔距離として火災予防条例準則の改正準則が示され、札幌市においても昭和55年6月の条例改正により規定したものである。その後、日本工業規格（JIS）の改正を受けて「石油燃焼機器の設置基準及び解説」が昭和56年11月に改訂され、液体燃料を使用する火気設備、器具の離隔距離がより詳細に規定されたことに伴い、火災予防上の安全性を今まで以上に確保するために火災予防条例</p>	

準則においても新たに機種を細分化し、入力ごとに定められた。このことにより、火災予防の観点から、液体燃料を使用する機器についても具体的に設置基準を示し、個々の機種ごとに設置方法等を示すことになった。

以上のことから、気体及び液体燃料を使用する機器に関し、次のとおり改正した。

- (1) 火を使用する機器が多様化してきたことに伴い、従前の移動式こんろのほかに、調理台に落とし込んで設置するドロップイン式及び調理台に組み込まれているキャビネット形グリル付きこんろ（「グリル」とは、魚、肉などを主として直火で焼く加熱調理器具をいう。）などの常設型ガス機器が普及してきた。そのため、これらを画一的に規制することは、火災予防上適当でないことから、炉及びかまどの範ちゅうで捉え、具体的な離隔距離を別表第5で規定した。（第3条〔炉及びかまど〕及び別表第5関係）
- (2) 建築物等の部分が可燃物（木材等）又はその可燃物の表面に薄い石綿スレート板等の不燃材料で仕上げをしている場合において、火災予防上の安全性を確保するために、可燃物等と炉及びかまどとの保つべき距離を規定した。（第3条及び別表第5関係）
- (3) 建築物等が木材等を下地にして、その表面をモルタル塗り、石綿スレート板張り等で仕上げをした防火構造の場合及び防熱板（厚さ0.3センチメートル以上の石綿スレート板、厚さ0.3ミリメートル以上のステンレス鋼板、厚さ0.5ミリメートル以上の普通鋼板等の防熱性を有するものを可燃物から1センチメートル以上の空間を保持して設置したもの）施工をした場合、これらの部分から保つべき距離を短縮できるように規定した。（第3条関係）
- (4) 液体燃料以外のふろがまの位置については、規則において規制していたが、気体燃料を使用するふろがまの機種の多様化に伴い、新たにその機器に応じた個々の具体的な規制が必要となったため、本条で定めることとし、機種及び入力によって、気体燃料を使用するふろがまの位置は別表第5、液体燃料を使用するふろがまの位置は別表第6において離隔距離を規制する旨を規定した。（第3条の2〔ふろがま〕、別表第5及び別表第6関係）
- (5) 市販されている液体燃料及び気体燃料を使用するふろがまは、J I S規格及びJ I S規格に準じて作成された検査基準に基づいて検査が行われる日本燃焼器具検査合格品、日本ガス機器合格品、日本エルピーガス機器合格品が主なものである。これらの基準では空だき防止装置が義務付けられ、市民にこの装置が定着してきていることを考慮し、規定した。（第3条の2関係）
- (6) 液体燃料以外の温風暖房機の位置については、規則において可燃性の物品から保たなければならない距離を規制していた。しかし、気体燃料を使用する温風暖房機の機種の多様化に伴い、新たにその機器に応じた個々の具体的な規制が必要となったため、本条で定めることとし、機種及び入力により離隔距離を規制する旨を規定した。（第3条の3〔温風暖房機〕、別表第5及び別表第6関係）
- (7) ボイラーに係る現行の基準は、使用する燃料に関係なく離隔距離を規制していたが、機器の多様化に伴い、特に気体燃料を使用するボイラーは、開放式、半密閉式、密閉式、屋外用等のそれぞれ異なった形態のものが普及してきた。そのため、これらを画一的に規制することは火災予防上適当でないことから、気体又は液体を燃料とするものと、その他の燃料を使用するものを区別し、さらに気体又は液体燃料を使用するものは、機種及び入力ごとに具体的な距離を示すこととし、別表第5及び別表第6で規定することとした。また、現行において簡易湯沸設備（入力1万キロカロリー未満）及び給湯湯沸設備（入力1万キロカロリー以上）に分類していた機器のうち、「水又は熱媒を圧力を有する状態で加熱し、これを他へ供給する設備」については、ボイラーとして取り扱う旨を規定した。（第4条〔ボイラー〕、別表第5及び別表第6関係）
- (8) 液体燃料以外のストーブの位置については、規則において可燃性の物品から保たなければならない距離を規制していたが、気体燃料を使用するストーブの機種の多様化に伴い、新たにその機器に応じた個々の具体的な規制が必要となったため、本条で定めることとし、機種及び入力により離隔距離を規制する旨を規定した。（第5条〔ストーブ〕、別表第5及び別表第6関係）

- (9) 乾燥設備の位置は、規則において規定していたが、機器の多様化に伴い、気体燃料を使用する比較的コンパクトな家庭用乾燥設備が普及してきたことにより、これらのものの位置について新たに規定した。(第8条〔乾燥設備〕関係)
- (10) 簡易湯沸設備及び給湯湯沸設備に係る現行の基準では、使用する燃料に関係なく可燃性の部分から保たなければならない距離を規制していたが、気体燃料を使用する機器の多様化に伴い、開放式、半密閉式、密閉式、屋外用等のそれぞれ異なった形態のものが普及してきた。そのため、これらを画一的に規制することは火災予防上適当でないことから、気体燃料を使用するものと、その他の燃料を使用するものとを区別し、機種及び入力ごとに具体的な距離を示す旨を規定した。(第11条〔簡易湯沸設備〕、第12条〔給湯湯沸設備〕、別表第5及び別表第6関係)
- (11) 気体燃料を使用する器具については、第22条第1項第1号を準用して離隔距離を示していたが、機種ごとに離隔距離を定める必要が生じてきたため、本条において規制する旨を規定した。(第24条〔気体燃料を使用する器具〕及び別表第5関係)
- 2 火を使用する設備に附属する煙突について、次のとおり改正した。(第6条関係)
- (1) 煙道は、火気設備と煙突を連絡する部分をいい、広義に考えると煙突の一部である。また、市民の認識としては、煙道という言葉になじみがなくなりつつあり、煙道が煙突の一部として定着しつつあるという現状にある。このことから、火災予防条例準則の改正も踏まえ、煙道を煙突として取り扱う旨を規定した。また、見出しを「煙突及び煙道」から「火を使用する設備に附属する煙突」に改めた。
- (2) 固体燃料を使用する機器は、主に石炭、コークス、薪などの燃料を使用し、燃料は1キログラム当たりの総発熱量が石炭4,500～7,500キロカロリー、コークス6,000～7,000キロカロリー、薪3,000～4,000キロカロリーである。これらの燃料を使用する設備は、冬期間の厳寒期には採暖のために燃料を自由に炉内に入れることができるため、排気温度は相当な高温になることが考えられる。しかし、気体燃料又は液体燃料を使用する設備は、燃料の消費量がその機種により規制されており、一定の排気温度にしかならない。よって、札幌市では、気体又は液体燃料を使用するものは、改正した火災予防条例準則に定められた基準を踏まえ、規制する旨を規定した。
- (3) 廃ガス温度が比較的低く、防火上安全性のある機器が普及してきたことにより、建設省では建基令第115条第2項の規定に基づき、「防火上支障がないと認める場合を指定する件」(昭和56年建設省告示)により、廃ガス温度が260度以下の煙突(家庭用強制排気式温風暖房機、家庭用強制給排気式温風暖房機に附属する煙突など。)については、可燃物からの距離を緩和しているため、これを準拠する旨を規定した。
- (4) 廃ガス温度が比較的低く、防火上安全性のある機器が普及してきたことにより、これらの機器に対しては、本条第1項第8号における煙突と可燃性物品等との離隔距離の基準、第13号の眼鏡石の取付基準、第14号の眼鏡石の構造上の基準を適用させなくても防火上十分な安全性が確保できる。よって、廃ガス等の温度が260度以下のものであること、煙突の外壁等の貫通部で不燃材料で造られた眼鏡石等を防火上支障がないように設けた部分である等の条件を満たした場合は、これらの基準を適用しない旨を規定した。
- 3 昭和57年8月に発生した三重県四日市市の合成樹脂類貯蔵中の倉庫の爆発炎上事故に鑑み、特殊可燃物で常圧下において可燃性ガスを大気中に浸出する性質を有する合成樹脂を屋内において貯蔵する場合に、可燃性ガス検知装置の設置及び換気設備等に関する規定を新たに設けた。(第40条〔特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準〕関係)
- 4 喫煙、裸火の使用及び危険物品の持込みを制限していた防火対象物に百貨店の売場又は展示部分を指定していたのは、原則として一般に建物内部における滞留時間が長いこと、多量の可燃物、一時に不特定多数の者が入場することで、火災時の人的危険が大となることが予測されるためである。しかし、百貨店に類似する大規模な小売店舗においても同様の危険性があるため、新たにマーケットを規制し、喫煙等の制限を図ることとした。また、喫煙場所の設置については、従来劇場等

に限定していたが、喫煙等の制限をした場所を有する防火対象物であっても、百貨店は喫煙所の設置に係る明文の規定がなかったため、運用により指導していたが、火災予防上の観点から喫煙所の設置義務対象物を百貨店、マーケット等にする旨を規定した。(第27条〔喫煙等〕関係)

5 防火対象物に設置する消火器具について、次のとおり改正した。

(1) 建築物の床面積を有効に利用するとの観点から、建基法上、床面積として捉えることができないために消防用設備等の設置対象とならない建築物の屋上について、当該場所に飲食店等を設け、多くの市民を対象として利用している。これらは、多量の火気を使用する等出火の危険が憂慮されるものであり、この種の利用形態は今後ますます増加の傾向にあることから、防火対象物の安全確保を図るため、屋上に設ける遊技施設又はビアガーデン等の飲食店等の用途に供する場所について、新たに消火器を義務付けることとした。(第41条〔消火器具に関する基準〕関係)

(2) 現行の消火器の設置基準は、防火対象物の用途ごと又はその場所ごとに1本以上設置することで足りるものである。当該設備は、初期消火を目的としたものであるが、場合によってはこの目的を達成することができない事態が生ずるおそれがある。このため、「歩行距離20メートル」という設置基準を新たに設けて防火対象物における初期消火の万全を期する旨を規定した。(第41条関係)

6 防火管理業務の一部を警備会社等の部外者に委託する防火対象物の関係者が増加しており、この傾向は、防火対象物の管理体制の多様化、合理化の進展の中で、今後もますます増加することが想定される。この場合の防火管理は、防火対象物の管理権原者、防火管理者及び防火管理業務従事者が、それぞれの役割に応じて適切に業務を行い、責任を果たすことによってその十全が図られるものであるが、受託者が担当する防火管理業務について、基礎的な知識、技能を有していない者がその業務に従事する場合は、効果的な業務遂行が期待できないばかりか、初期消火、通報連絡あるいは避難誘導等について適切な対応が遅れたり、現場で自衛消防隊と委託を受けて業務に従事する者の行動に統制を欠くことが想定される。そこで、このような現実の問題点を踏まえ、受託者の従業員として防火管理業務に従事する者の防火管理に関する知識及び技能の充実を図るとともに、委託によっても防火管理業務の円滑な実施を確保するため、法第8条に規定する防火管理上必要な業務を防火対象物の関係者から委託を受けて事業を行う者は、一定の資格を有する者のうちから、事業所ごとに防火管理業務に関する教育の担当者を定め、委託業務に従事する者に対し、防火管理業務に関する教育を行わせなければならない旨、第56条〔防火管理業務受託者による教育担当者の選任等〕として新たに規定した。なお、本条を新たに設けることにより、第6章「避難管理」を「防火管理及び避難管理」に改めるとともに、第56条〔劇場等の屋内の客席〕を第57条に、第57条〔劇場等の屋外の客席〕を第57条の2にそれぞれ繰り下げた。(第56条及び第57条関係)

7 危険物等の貯蔵、取扱いに関する条例の規定に違反した者に対する罰金額について、次のとおり改正した。(第73条関係)

(1) 石油を燃料とする各種器具の普及により、各家庭等においては、灯油を屋外タンク等により貯蔵し、又は取り扱っているが、最近の住宅事情等により条例の基準に適合しない家屋の密集した場所での貯蔵又は取扱い、あるいは複雑な貯蔵又は取扱いの形態が多く見受けられるようになってきている。また、準危険物においても生活態様の変化等によって種々の貯蔵又は取扱形態が見られる。これらのものについては、指導によって改善を図っているが、これら複雑な貯蔵又は取扱いの形態は今後においてもますます増加することが予想されるため、違反に対する担保としている罰則の罰金額を法第46条に基づく20,000円以下から100,000円以下に引き上げるることによって、火災予防の徹底を図ることとした。

(2) 特殊可燃物については、火災等の災害時における消火の困難性から、貯蔵又は取扱いについて一定の規制をしているが、昭和57年8月に三重県四日市市において合成樹脂類貯蔵中の倉庫が爆発炎上したことにより、付近住民に大きな不安と恐怖を与えた。このことから、貯蔵又は取扱いの違反に対する担保としている罰則の罰金額を法第46条に基づく15,000円以下から50,000

円以下に引き上げることによって、火災予防の徹底を図ることとした。

8 第66条は、火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備について、これを設置する場合に所轄消防署長に届け出ることにより、事前に審査するとともに検査し、火気設備等の位置、構造及び管理の適正化を図るものであり、次のとおり改正した。(第66条〔火を使用する設備等の設置の届出〕関係)

(1) 熱風炉は、工業用、営業用及び暖房用(温風暖房機)などがあり、暖房用に設けるものは、劇場及びキャバレー等に設ける場合を除き、一般的に小規模であるため、劇場及びキャバレー等に限定していたが、工業用及び営業用は第3条の炉及びかまどに該当し、暖房用は第3条の3の温風暖房機によるものであるため、届出に対しては具体的に区別することとした。

(2) 温風暖房機で入力6万キロカロリー毎時未満のものは、主に一般家庭及び小規模事業所に設置されるものであり、届出を要することは、普及状況的にみて困難であるため、届出対象から除外した。ただし、入力6万キロカロリー毎時以上のもので、かつ、風道を使用するもの、及び劇場及びキャバレー等に設置するものは、大規模な建物に設置され、火災が発生した場合に人命の危険性が高いことから規制した。

(3) 一般家庭用を対象にした衣類を乾燥する設備が普及してきたが、これらはJIS規格であり、安全性が十分確保されていることから除外した。

9 その他、次のとおり改正した。

(1) 防災処理に係る規定は、昭和36年11月制定の火災予防条例準則に規定されたことにより、昭和37年9月改正の札幌市火災予防条例に規定されたものであるが、その後、昭和43年6月の法改正で、防災対象物において使用するどん帳、カーテン、展示用合板等の防災規制が新たに示されたことにより、昭和48年1月改正の火災予防条例準則から削除されたものであり、さらに昭和53年11月の政令改正により床敷物も防災規制の対象になるなど、法が整備され、現行法で対応できることから、当該規定を「削除」とした。(第28条関係)

(2) 第1類の過酸化物は、水との接触を避けるよう規制しているところであるが、過酸化物のうち、特にアルカリ金属過酸化物は、水と激しく反応して水酸化ナトリウム酸素を発生し、発熱するため、火災を起こす危険が大である。このため、アルカリ金属のみ抽出して規制した。(第37条〔指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の類ごとの貯蔵又は取扱いの基準〕関係)

【関係法令等】

- ・火災予防条例準則の一部改正について(昭和58年12月23日付け消防予第241号通知)

<p>公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)</p>	<p>昭和61年3月13日・札幌市条例第3号 (昭和61年第1回定例会)</p>
<p>【改正概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの火災は、増加傾向にある。これは、天ぷらなべ等からの出火により、ダクト内に付着した油脂成分等に火が移り、周囲の可燃物に延焼するものであり、一旦火災になった場合には、ダクトが煙突の役目を果たすため、火の回りが速く、消火が困難となる。このことから、札幌市では、ダクト火災を未然に防止するため、排気ダクト等に係る位置及び構造の基準を設け、「火を使用する設備、器具の設置要領」(昭和59年2月23日付け札消予第152号通知)を作成した。当該要領には、「厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクト」の施工上の基準を示しており、当該要領に基づき指導することとなったが、より一層の火災発生防止を図るため、当該内容を条例化し、排気ダクト等の材質、接続方法、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品から保たなければならない距離並びに火災の伝送を防止する装置(防火ダンパー又は消火装置)の設置を義務付けるため、第3条の2として「厨房設備に附属する排気ダクト等」を設けた。(第3条の2関係) 	

【札幌市火災予防条例の改正経過】

- 蓄電池設備については、充電装置及び逆変換装置が高度にエレクトロニクス化されつつあり、点検及び補修等に当たっては、高度な知識及び技能を必要とするようになってきた。また、ネオン管灯設備については、高電圧で使用される設備であることに加え、遊技場等における屋内装飾としての設置が増えてきた。そのため、これらの設備の保守管理の不備が直接火災の発生に結びつくおそれがあり、昭和60年に改正された火災予防条例準則の内容を踏まえ、新たに当該設備の点検等を知識及び技能を有する「熟練者」に行わせるとともに、これを記録し、かつ保存させる旨の改正をした。(第17条〔蓄電池設備〕及び第18条〔ネオン管灯設備〕関係)
- 火気設備等(ストーブ、ふろがま、温風暖房機、移動式ストーブ、こんろ等)の設置については、火災予防上安全な距離を保つよう指導してきたが、科学技術の進展により、断熱効果の高い不燃材(セラミック)を使用した特殊な構造により、火災予防上十分な安全性が図られたものが開発されている。このことから、札幌市では、改正された火災予防条例準則を踏まえ、火災予防上十分な安全性が図られた火気設備等で消防長が認めるものについては、特例として火気設備等の位置、構造及び管理に関する基準を適用しない旨を規定した。(第21条の2〔基準の特例〕及び第26条の2〔基準の特例〕関係)
- 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵取扱所には、その貯蔵取扱所である旨及び類別、品名、数量を記載した標識を掲示することとしている。これは、掲示することによって、当該施設の関係者以外の者についても火災予防に関する注意喚起を図るとともに、消火活動時においても適切な行動等を期待しているためである。これは、個人の住居に設置するホームタンクについても同様の規制を受けるものであるが、個人の住居においては、暖房用燃料としてホームタンク(500リットル未満)で灯油を貯蔵し、又は取り扱うことが広く普及しており、これについては、あえて標識を掲示しなくても、市民がホームタンクで灯油を貯蔵していることを十分に理解することができるため、標識を掲示させる意義がなくなっている。また、北海道において「北海道における火災予防条例のひな形」が改正され、この中でも標識の設置に関し、個人の住居における例外規定が盛り込まれており、これに基づき近隣市町村との整合性を図る必要性が生じたことから、札幌市においても、個人の住居で屋外のホームタンクにより灯油等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該標識の掲示を義務付けないこととした。(第36条〔指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準〕関係)
- 昭和59年札幌市条例第55号により第41条を一部改正したが、見出しの部分について本文との整合性を図るため、見出しを「消火器具に関する基準」から「消火器に関する基準」に改めた。(第41条関係)
- 昭和59年11月東京都世田谷区において、通信ケーブルの洞道火災が発生し、8万9千余りの電話が不通になるなど大きな社会問題に発展したため、改正された火災予防条例準則では、消火活動上の観点から、洞道等に通信ケーブル等を敷設する者は、あらかじめ消防長に届け出ることとされた。札幌市においても、消防機関がこれらの洞道等の概要を事前に周知する必要があるため、消防長が指定した洞道等に通信ケーブル等を敷設する者に対し、消防長に洞道等の出入口、換気口の位置、ケーブルの難燃措置、工事の安全管理対策等を届け出ることを新たに義務付けた。(第67条の2〔指定洞道等の届出〕関係)

【関係法令等】

- 火災予防条例準則の一部改正について(昭和60年9月10日付け消防予第100号通知)

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成2年3月8日・札幌市条例第9号 (平成2年第1回定例会)
---------------------------	-----------------------------------

【改正概要】

危険物を取り巻く社会情勢の変化、新たな危険物の出現等に対応するため、昭和63年5月に法が、

同年12月に危政令が、平成元年2月に危規則がそれぞれ改正されたことに伴い、指定数量未満の危険物及び指定可燃物に関し、平成元年9月に火災予防条例準則が改正された。これらを踏まえ、札幌市では、市民生活における危険物の使用の増大、これに伴う火災の潜在的危険性の増加等に対応し、危険物の適正な貯蔵及び取扱い並びに当該危険物の安全確保に万全を期す等のため、以下のとおり改正した。

- 1 法改正により、「準危険物及び特殊可燃物」は、新たに「指定可燃物」とされたため、目次の改正のほか、第4章の名称を「指定数量未満の危険物、準危険物及び特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準」から「指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準」に、第1節の名称を「指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準」から「指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準」に、第2節の名称を「準危険物の貯蔵又は取扱いの基準」から「指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準」に改めるとともに、第3節として「基準の特例」を新たに設けた。
(目次関係)
- 2 法別表で定められていた危険物の数量(指定数量)が、危政令で「指定数量」として定められたことから、規定整備した。(第35条〔指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準〕関係)
- 3 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物について、屋内、屋外、タンク等における貯蔵及び取扱いの形態に応じた技術上の基準を定めるほか、第36条の2から第36条の6までの規定を新たに設け、理解しやすい構成とした。(第36条〔指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準〕から第36条の6まで関係)
- 4 指定数量の見直しにより、燃料として使用される灯油等の指定数量が引き上げられることに伴い、少量危険物として貯蔵し、又は取り扱う数量も増加することから、タンクの容量及び板厚に関し、250リットルを超えるタンクについて区分を細分化した。また、燃料タンクの室内設置は、容量に関係なく不燃性の床構造と規定しているが、室内に暖房用の燃料タンクとして設置する場合は、燃料タンク本体の安全性も高いことから、生活上の利便性を考慮して、100リットル未満のものについては不燃性の床構造は要しないこととした。(第36条の2〔指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準〕関係)
- 5 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識について、個人の住居で暖房用燃料として使用するもの以外は従来から規定しているが、火災予防に関して注意喚起する必要があること、及び消火活動上の一助とするために、移動タンクは品名、最大数量等を表示した掲示板を、移動タンク以外は「火気厳禁」等の掲示板も合わせて設けることとした。また、個人の住居におけるホームタンク(500リットル未満)での貯蔵及び取扱いについては標識を要しなかったが、指定数量が引き上げられたことから、500リットル以上1,000リットル未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険性等を考慮して標識及び掲示板を設けることとした。(第36条の2関係)
- 6 危険物を加熱し、又は冷却する設備等については、危険物の性質に応じて、危険性の伴わない範囲で取り扱うために、温度測定ができる機器を用いて温度監視を行うこととする旨を規定した。(第36条の2関係)
- 7 指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所に設置する電気設備については、設置する場合の基準がなかったので、災害発生を防止するため、電気工作物に係る法令に基づいて設置する旨を規定した。(第36条の2関係)
- 8 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物(第4類の危険物)を貯蔵し、又は取り扱う設備には、蓄積された静電気を除去するための接地導線等の装置を設ける旨を規定した。(第36条の2関係)
- 9 配管の外圧による損傷、腐食等により危険物の流出事故が発生していることから、配管のさび止め塗装等による腐食防止措置、車両の通行等により上部地盤面に係る重量が直接配管にかからないための保護措置及び一定の水圧試験において漏えい、その他の異常がないものであること等について規定した。(第36条の2関係)

- 10 タンクを設置する場合は、建築物の外壁に接近して設ける例が多いが、屋根又は看板等からの落雪により、タンク配管が損傷し、危険物が流出する事故が発生していることから、これを防止するための措置を定めた。(第36条の2関係)
- 11 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所に設けるためます及び油水分離装置について、危険物が下水道等へ流出しないように随時くみ上げることについて規定した。(第36条の2関係)
- 12 収納容器を積み重ねて貯蔵する場合の落下等による危険を防止するため、高さの限度について新たに規定した。(第36条の2関係)
- 13 屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合について、次のとおり改正した。(第36条の3〔指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外又は屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準〕関係)
- (1) 危険物を油圧装置、バーナー等により取り扱う場合において、漏えい事故等により当該危険物が周囲へ流出し、拡散するのを防止するため、地中への浸透防止の覆い、ためます等を設けること。
 - (2) 危険物を容器に収納し、貯蔵する場合に、地震等による転倒防止のため、架台の高さの上限を6メートルとすること。
- 14 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合について、次のとおり改正した。(第36条の3関係)
- (1) 構造は、不燃材料で造られ、又は被覆することと規定している中で、アスファルトで被覆された屋内で貯蔵し、又は取り扱う濃硫酸については、この度の法の品名見直しで危険物から除外されたため、当該部分を削除すること。
 - (2) 架台は、地盤その他の衝撃等による転倒を防止するため、不燃材料で堅固に造ること。
 - (3) 容器に詰め替える際にあふれや容器の転倒等を防止するために、作業に必要な採光及び照明を設けること。
 - (4) 可燃性蒸気等の滞留を防止するための換気装置を設けること。
- 15 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下タンク及び移動タンクを除く。）について、次のとおり改正した。(第36条の4〔指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵し、又は取り扱うタンクの技術上の基準〕関係)
- (1) 圧力タンク以外のタンクは水張試験を、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力により水圧試験を行うことと規定していたが、その試験時間については明確に規定されていなかったことから、危政令と同等の加圧時間としたこと。
 - (2) タンクの注入口は、異物の混入及びいたずら等による危険を防止するため、弁又はふたを設けること。
 - (3) 現行は、タンク容量が1,000リットル以上の場合又はタンクを2以上近接（3メートル未満）して設置する場合に流出防止措置を必要としているが、危険物の指定数量が引き上げられたことから、タンクの大型化及びタンクの複数設置が予想され、同一場所に貯蔵する危険物の量が増大することから、流出した場合の拡大を防止し、被害を最小限度とするため、指定数量の2分の1（例：灯油500リットル、重油1,000リットル）以上の容量の場合及び2以上のタンクを近接設置（3メートル未満）する場合に流出防止措置（防油堤の設置等）を要するものとする。
- 16 地下タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合について、次のとおり改正した。(第36条の5〔指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準〕関係)
- (1) 地下に埋設する方法として、新たにタンク本体をコンクリートにより被覆する方法を加えるとともに、有効な保護措置として、新たにエポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂による被覆を例示として加えること。
 - (2) 地下に埋設したタンクの油糧を測定する方法は、一般的に計量棒をタンク底部に落下させ計量することになるが、この計量棒を落下させる行為の繰り返しによりタンクの底部が損傷し、漏え

いする事故が発生していることから、タンク底部の損傷防止のため、あて板を設けること。

- 17 移動タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合について、次のとおり改正した。(第36条の6〔指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準〕関係)
- (1) 移動タンクは、周囲に可燃物等が置かれていない火災予防上安全な場所に常置すること。
 - (2) 移動タンクは、一般的に小型トラック等の荷台にタンクを積載する形式のものが多いが、走行中の振動や急ブレーキ等により、積載したタンクの転落を防止するため、車両のシャーシフレームとタンク本体をUボルト等により強固(4か所以上)に固定するものとし、従来国の通達に従い実施してきたことを明確に定めること。
 - (3) 交通事故等によりタンク本体が損傷した場合の危険物の大量流出防止及びタンク本体の液体危険物について、走行中に起こる前後方向の流動による運転の不安定化防止のために、タンク本体に間仕切りを4,000リットル以下ごとに設けること。
 - (4) 液体危険物の走行中に起こる左右の流動に伴う車両の動揺、横転防止等のため、間仕切りにより仕切られた部分の容量が2,000リットル以上のものに、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の防波板を設けること。
 - (5) 他のタンクへ危険物を注入する場合は、タンク下部の排出口から自然流下により注入するが、この注入中に流出等の事故が発生した場合、直ちにタンクの排出口を閉鎖し、事故の拡大を防止するために弁等を設けること。
 - (6) タンク本体に附属する配管の先端部には、注入ホース等が配管を離脱した場合に、配管内の残油が流出することを防止するための弁を設けること。
 - (7) 可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるモーター、スイッチ等の電気設備は、引火防止のため、防爆構造のものを使用すること。
 - (8) 移動タンクから他のタンクに液体危険物を注入する場合は、注入ホースとタンクの給油口をねじ式等により緊結する方法と、注入ホースの先端部に手動開放装置を備えたノズルにより注入する方法のいずれかの方法とすること。
 - (9) 容器等に詰め替えることができる場合は、引火点が40度以上の第4類危険物(灯油等)を注油に支障がない吐出量により行う場合に限ること。
 - (10) 静電気の発生による災害を防止するため、静電気を発生する恐れのある危険物(第4類特殊引火物、さく酸エステル、クロールベンゾール、第4類第一石油類等)を移動タンクに注入する場合は、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端部をタンクの底部に着けること。
 - (11) 発生した静電気を有効に除去するための接地導線を合わせて設けること。
- 18 法改正に伴う品名の見直しにより、従来品の品名の分類が変更され、次のとおり改正した。(第37条〔指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の類ごとの貯蔵及び取扱いの基準〕関係)
- (1) 第2類危険物について、金属粉Aはマグネシウムに、金属粉Bは鉄粉及び金属粉に改められたほか、他の類から移行する危険物があることから、これらの危険物の性状に基づき、貯蔵及び取扱いの基準を定めたこと。
 - (2) 第3類危険物について、自然発火性物質と禁水性物質に分類されたことから、水との接触を避けるほか、高温体との接近若しくは加熱又は空気との接触を避けることを定めたこと。
- 19 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設の点検は、その施設の所有者等によって任意に行われていたが、暖房用の燃料として貯蔵するホームタンクにあっては、古いもので20年以上経過しているものが少なくないこと、適切に維持管理されていないことに伴う危険物の流出事故も発生していることから、維持管理義務について新たに規定した。(第37条の2〔維持管理〕関係)
- 20 第4類危険物のうち、動植物油類は引火点が高く、通常の実取扱いにおける危険性は比較的低いことから、第35条から第37条までの技術上の基準は適用しない旨を新たに規定した。(第37条の3〔適用除外〕関係)

- 21 現行では、品名をもって危険物としているが、法改正により、危政令で定める試験において判定を行い、危険物とすることとなるため、同一の品名であっても試験において性状が違うものは指定数量においても違いが生じることとなる。したがって、品名ごとの数量を当該危険物の数量に改め、当該危険物の数量を基準とする旨を規定した。(第38条〔品名又は指定数量を異にする危険物〕関係)
- 22 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準について、次のとおり改正した。
- (1) 法改正による品名の見直しにより、準危険物のうち危険性の高いものが危険物として、また、その他の準危険物と特殊可燃物が統合され、新たに「指定可燃物」として、それぞれ規定されたことに伴い、これら可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準を定めた。(第39条〔可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準〕関係)
 - (2) 可燃性液体類等(別表第5備考5に規定する可燃性固体類、同表備考7に規定する可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類危険物のうち動植物油類)を屋外の場所において貯蔵し、又は取り扱う場合は、火災の予防又は消防活動の必要から、貯蔵し、又は取り扱う容器等の種類及び数量の倍数に応じた空地の幅又は防火上有効な塀を設けることを規定した。(第39条関係)
 - (3) 可燃性固体類等は、危険物に準ずる危険性を有するものであるため、当該物品を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、空地の保有又は室内を不燃材料で覆う等の措置について規定した。(第39条関係)
 - (4) 可燃性液体類等を容器に収納する場合の基準については、少量危険物の基準と同様に危規則の規定に準ずることとし、その危険物の類及び危険等級の区分に応じた容器における収納及び容器の表示、積み重ねの高さについて規定した。(第39条関係)
 - (5) 綿花類等(可燃性固体類及び可燃性液体類を除く指定可燃物)は、貯蔵数量が多量であり、かつ、火災が発生した場合に消火活動が著しく困難な特性を持つことから、火災発生を防止するために、火気の使用制限及び係員以外の立入の制限について規定した。(第40条〔綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準〕関係)
 - (6) 火災の発生を防止し、かつ、集積単位を保護するため、常に整理、清掃を行うとともに、落下、転倒等の防止措置について規定した。(第40条関係)
 - (7) 火災の発生及び延焼拡大の媒体となるくず、かす等の処理を励行するよう規定した。(第40条関係)
 - (8) 綿花類を貯蔵し、又は取り扱う場所について、設置場所及び責任者を明確にするため、標識及び防火に関し必要な事項を記載した掲示板を掲出することを規定した。(第40条関係)
 - (9) 綿花類等の特性から、火災が発生した場合の延焼防止及び消火活動上の困難性を考慮し、1集積単位の上限を定めるとともに、集積単位の大きさによって相互間に設ける距離を規定した。(第40条関係)
 - (10) 石炭・木炭類にあつては、散水設備等を設けることにより集積単位及び距離に関する規制を除外することを規定した。(第40条関係)
 - (11) 合成樹脂類は、一旦出火した場合に消火が困難であることから、集積単位に応じた相互間の距離を定めるほか、屋内においては貯蔵場所と取り扱う場所を不燃材料で区画するとともに、多量に貯蔵し、又は取り扱う場合の内装については、不燃材料で仕上げることを規定した。(第40条関係)
- 23 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、物品の性状、周囲の地形等を勘案し、消防長がこの条例の規定に基づく技術上の基準によらなくても災害の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の被害を最小限度に止めることができると認められた場合等には、技術上の基準を適用しない旨を規定した。(第40条の2〔基準の特例〕関係)
- 24 現行の危険物、準危険物及び特殊可燃物は届出を要していたことから、踏襲して届出する旨を規

<p>定した。また、見出しについて「指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出等」から「指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等」に改めた。(第71条関係)</p> <p>25 個人の住居で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、指定数量が引き上げられたことから、貯蔵量の増加による危険性を考慮し、指定数量の2分の1以上については届出を要することとし、危険物の貯蔵及び取扱いの実態を把握できるように規定した。(第71条関係)</p> <p>26 火災が発生した場合に急速な延焼拡大の特殊性を持つ指定可燃物は、貯蔵及び取扱いの形態も多様化し、条例の基準に適合しないものも見受けられたことから、逐次改善指導を行っているが、早期改善が図られないものもある。このような状況にあって、当該施設から火災が発生した場合は、消防活動が著しく困難となり、火災の延焼拡大が憂慮されることから、これらの違反に対する是正の担保として罰金額を引き上げる旨を規定した。罰金額については、法の改正に伴い、準危険物の一部と特殊可燃物が「指定可燃物」として統合されたこと、現行の特殊可燃物は形態が多様化し、延焼防止が困難となっていること等から、指定可燃物の貯蔵・取扱い違反に係る罰金額を一律100,000円とする旨を規定した。また、見出しについて、新たに「罰則」とした。(第73条関係)</p> <p>27 本条例本則の規定順序に従い、別表第5を別表第3とし、別表第6を別表第4とする旨の改正をした。(別表第3から別表第6まで関係)</p> <p>28 準危険物及び特殊可燃物を統合する「指定可燃物」について、別表第5を新たに設けて規定した。(別表第5関係)</p>
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法の一部を改正する法律（昭和63年法律第55号） ・危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（昭和63年政令第358号） ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則（平成元年自治省令5号） ・火災予防条例準則の一部改正について（平成元年9月19日付け消防予第104号・消防危第86号通知）

<p>公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)</p>	<p>平成2年6月30日・札幌市条例第30号 (平成2年第2回定例会)</p>
<p>【改正概要】</p> <p>・改正前の法は、単に一定の品名に該当する物品を危険物としていたが、法の改正により危険物の定義が改められ、一定の品名に該当する物品のうち、所定の方法の試験により一定の性状を示すものを危険物とすることとなった。このように、危険物の判定に試験の方法が導入されたことに伴い、試験の実施方法及び性状の具体的内容を定めるため、危政令、危規則の改正、危険物の試験及び性状に関する省令が制定された。しかし、これらの消防法令は、物品が本来有する危険性の性状を正確に把握するために想定される厳密な試験条件を規定したものであり、実際にこの条件に従って試験を実施することは極めて困難である。そこで、平成元年2月23日付け消防危第11号通知により、これら消防法令の趣旨に反しない範囲内のより実施容易な方法を標準として示し、事業者が貯蔵し、又は取り扱う物品が危険物か否かを確認する場合においては、確認試験の方法によって差し支えないものとした。これらを踏まえ、札幌市では、北海道内で民間において確認試験を実施できる環境が整っていない背景があったことから、危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業者に対する行政サービスの観点から、法別表に掲げる危険物の6つの類別のうち、貯蔵及び取扱いの件数が圧倒的に多い第4類の危険物（引火性液体）に係る確認試験を実施する体制を整備するとともに、危険物を貯蔵し、若しくは取り扱おうとする者又は危険物を現に貯蔵し、若しくは取り扱っている者の申出により、確認試験を実施できることを新たに規定した。なお、本条は、札幌市消防手数料条例及び札幌市火災予防条例の一部を改正する条例第2条として改正した。(第71条の2〔危険物確認試験〕関係)</p>	

【関係法令等】

- ・消防法の一部を改正する法律（昭和63年法律第55号）
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和63年政令第358号）
- ・危険物の試験及び性状に関する省令（平成元年自治省令第1号）

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成4年3月10日・札幌市条例第9号 (平成4年第1回定例会)
---------------------------	------------------------------------

【改正概要】

- ・調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）は、改正前の火災予防条例準則（以下「旧準則」という。）においては、第3条の「炉及びかまど」に該当するものとして取り扱ってきたが、近年の火災事例に鑑み、火災予防条例準則の改正において第3条の4を新設し、厨房設備及びこれに附属する設備に関して火災予防上必要な規定を設けた。これに伴い、旧準則において「炉及びかまど」とされていた設備のうち「厨房設備」を除いたものを改正後の火災予防条例準則では「炉」とした。これに伴い、札幌市においても第3条を「炉及びかまど」から「炉」に、第3条の2を「厨房設備に附属する排気ダクト等」から「厨房設備」に改めた。（第3条及び第3条の2関係）
- ・燃焼廃ガス等による室内の汚損を防止し、不完全燃焼、一酸化炭素中毒事故等の防止を図るため、換気ができる位置に炉を設ける旨の改正をした。（第3条関係）
- ・燃料の予熱を必要とする設備は、大型で多量の燃料を消費するものが多く、危険性も高い。また、液体燃料又は気体燃料を使用する火気設備からの火災は、消し忘れ等の使用方法の不良によるものや、輻射熱、伝導過熱等の過熱によるものが多く、また、点火ミスや立消えによる事故等も見られる。よって、これらによる火災等を効果的に減少し、火災、爆発等の事故防止を図るため、液体燃料若しくは気体燃料を使用し、又は電気を熱源とする火気設備に設ける立消え安全装置、過熱防止装置等の安全装置に関する規定を追加した。（第3条関係）
- ・ガス配管、計量器等については、経年劣化、地震等により可燃性ガスが漏れた場合の危険性を考慮して、原則としてスパークのおそれのある電気設備が設けられているパイプシャフト、ピット内等漏れたガスが滞留するおそれのある場所に設けないよう新たに規定した。（第3条関係）
- ・電気を熱源とする炉の火災予防上の安全性の向上を図るため、温度が過度に上昇するおそれのある設備については、必要に応じて過熱防止装置等の安全装置を設けることを新たに規定した。（第3条関係）
- ・火気設備等の点検整備に関して必要な知識及び技能を有する者を市長が別に定めることとし、火気設備等の点検整備を行うべき者に係る規定を明確化した。（第3条、第15条〔変電設備〕及び第22条〔液体燃料を使用する器具〕関係）
- ・大型の炉は、多量の熱を発生し、火災の拡大も早いことから、万が一火災となった場合における他への延焼防止を図るため、原則として不燃材料で区画した室内に設けることを規定した。（第3条関係）
- ・厨房設備の設置不良による火災、天ぷら油火災等によるフード・ダクト火災等を防止するため、天蓋及び排気ダクトを含めた厨房設備の位置、構造及び管理について、新たに独立して規定した。（第3条の2関係）
- ・排気ダクト内に付着する油脂成分等を有効に除去するために設けるべき装置として、グリスフィルター、グリスエクストラクターを例示するとともに、ダクトに接続しないで天蓋から直接屋外に排気を行う構造のものは、当該装置を設けなくてもよい旨を規定した。（第3条の2関係）
- ・厨房設備の入力が1万8千キロカロリー毎時以下であって、かつ、厨房設備の使用頻度が低い場合（一般家庭における使用頻度）のように火災予防上支障がないと認められるものに設置するグリス

除去装置については、本文によらないことができる旨を規定した。(第3条の2関係)

- ・直接屋外へ排気する構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、火炎伝送防止装置を設置しないことができる旨を規定した。(第3条の2関係)
- ・不特定多数の者が出入りし、又は不特定多数の者を収容する建物の地階の厨房からの火災及び高さ3メートルを超える建物の厨房からの火災は、大惨事につながるおそれがあり、また、これらの火災に対する消火活動が困難であることから、同一厨房室内で多量の火気を使用する場合の厨房設備に設ける火炎伝送防止装置は、自動消火装置とする旨を規定した。(第3条の2関係)
- ・天蓋及びこれに接続する排気ダクトの維持管理について規定した。(第3条の2関係)
- ・ヒートポンプ冷暖房機が普及していることから、その内燃機関について火災予防上必要な位置、構造及び管理の基準について新たに規定した。(第13条の2〔ヒートポンプ冷暖房機〕関係)
- ・特殊合金等の加工をするための放電加工機が普及していることから、放電加工機について火災予防上必要な位置、構造及び管理の基準について新たに規定した。(第14条の2〔放電加工機〕関係)
- ・消防長が火災予防上支障がないと認める構造のキュービクル式(鋼製のキャビネットに機器を収納する型式)の変電設備は、日本工業規格等の一定の基準で製作され、防火上の性能が確保されていることから、不燃材料で区画した室内に設けなければならない変電設備から除くこととした。(第15条関係)
- ・キュービクル式の変電設備については、点検及び整備のための空間が必要となることから、当該設備と建築物等の部分との間に、換気、点検及び整備に支障のない距離を保つ旨新たに規定した。(第15条関係)
- ・変電設備室等から火災が発生した場合の他への延焼防止を図るため、ダクト、ケーブル等の貫通部分の隙間の措置について新たに規定した。(第15条関係)
- ・蓄電池は、変電設備の主要機器ではないことから、変電設備の機器の例示を「コンデンサー」に改め、配線を加える旨の改正をした。(第15条関係)
- ・消防長が火災予防上支障がないと認めるキュービクル式の変電設備は、防火上の安全が確保されているため、建築物からの離隔距離(3メートル以上)を保たなければならない変電設備から除く旨を規定した。(第15条関係)
- ・屋外に設ける変電設備からの火災を防止するため、その位置、構造及び管理について、屋内に設置するキュービクル式の離隔距離の規定を準用することを規定した。(第15条関係)
- ・屋内に設ける内燃機関による発電設備からの火災を防止するため、その位置、構造及び管理について、気体燃料を使用する炉の配管の規定を準用する旨を規定した。(第16条〔発電設備〕関係)
- ・屋外に設ける内燃機関による発電設備からの火災を防止するため、その位置、構造及び管理について、気体燃料を使用する炉の附属設備、安全装置等の規定を準用する旨を規定した。(第16条関係)
- ・屋外用のキュービクル式蓄電池の開発と普及に伴い、屋外に設ける場合は、防水措置の取られたキュービクル式のものとする旨を規定した。(第17条〔蓄電池設備〕関係)
- ・屋外に設ける蓄電池設備からの火災を防止するため、その位置、構造及び管理について、火花を生ずる設備、キュービクル式の変電設備等の規定を準用する旨を規定した。(第17条関係)
- ・建基令第129条の15に規定されている建築物の避雷設備は、日本工業規格A4201-1981に適合するものとされているが、この内容と条例の内容が異なるため、規定整備をした。(第20条〔避雷設備〕関係)
- ・国民的財産である文化財等を火災から守るため、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んでならない場所として消防長が指定する場所に、文化財である建造物の内部又は周囲を加えるとともに、禁煙、火気厳禁及び喫煙所である旨を表示する際に、文字標識と合わせて用いる図記号による標識の規格は、市長が別に定める旨を規定した。(第27条〔喫煙等〕関係)

- ・放火等による火災を防止するため、空き家の所有者又は管理者が行わなければならない火災予防上必要な措置として、空き家への侵入の防止及び周囲の可燃物の除去を例示した。また、見出しを「空地等の管理」から「空き地及び空き家の管理」に改めた。(第30条関係)
- ・がん具用裸火を貯蔵し、又は取り扱う場所は、数量に関係なく一律に規制しているが、がん具用裸火の火薬量に応じた規制を行うための規定整備をした。(第31条〔がん具用煙火〕関係)
- ・自動車の解体作業に伴う火災が多いことから、当該作業を行う場合は、火災予防上支障のない作業場所において1車両ごとに処理することとし、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品等の除去や消火用具の準備をするなど火災予防上必要な措置を講ずることを新たに規定した。(第33条〔作業中の防火管理〕関係)
- ・可燃性の蒸気又はガスを著しく発生する物品を使用する作業等は、政令別表第1(18)項に掲げるアーケードにおいても行われることから、当該作業中の防火管理の強化を図るための規定整備をした。(第33条関係)
- ・5階以上の防火対象物に設置を義務付けている屋内消火栓設備を除外するための防火区画は、耐火構造で100平方メートル以内ごとに耐火構造の壁等で区画したものであるとしているが、不燃材料等の性能の向上に伴い、さらに内装の仕上げを不燃化し、安全性を高めたものについては、政令第11条の規定を考慮して区画面積を拡大し、200平方メートル以内とする旨の規定整備をした。(第43条〔屋内消火栓設備に関する基準〕関係)
- ・第46条には、屋外消火栓設備に非常電源を付置しなければならない旨を規定されているが、当該内容は政令第19条に規定されているため、当該部分を削る旨の改正をした。(第46条〔屋外消火栓設備に関する基準〕関係)
- ・連結送水管の配管は、省令第31条で連結送水管の性能に支障を生じない場合には、配管を共用できることと定められていることから、配管を専用としなければならないこととする部分を削る旨の改正をした。(第53条〔連結送水管に関する基準〕関係)
- ・連結送水管の配管は、冬季間の凍結を考慮して乾式とするよう規定しているが、迅速な消火活動を行うためには湿式が望ましいことから、建築物の暖房状態等により凍結のおそれがないとき、当該配管に断熱、保温等の措置を講じたときなどには、湿式とすることができる旨の改正をした。(第53条関係)
- ・ディスコ、ライブハウス等は、多数の客が密集する施設であり、内部の照度が低いこと、大音響を発する演奏等が行われることなどから、火災発生の際、避難に支障が生じないよう、これらの施設の関係者の非常時における避難管理について新たに規定した。(第58条の2〔ディスコ等の避難管理〕関係)
- ・避難口その他避難施設に設ける戸には、公開時間内、従業員時間内その他多数の者が使用している時間内は施錠しないように規定しているが、解錠の不徹底による事故防止を図るため、原則は施錠装置を設けてはならないが、非常時に自動的に解錠できる機能を有するものは、この限りでない旨を規定した。(第61条〔避難施設の管理〕関係)
- ・厨房設備、ヒートポンプ冷暖房機及び放電加工機の規定を新たに設けることに伴い、使用実態を把握して火災予防上適切な指導を行うため、当該設備の設置の際に届出を要する旨を規定した。(第66条〔火を使用する設備等の設置の届出〕関係)
- ・消防用設備等は、火災の際に確実に作動しなければならないものであるため、その工事、整備又は販売を業とする者に対しては、業務の内容等を消防長に届け出させて実態の把握に努めているが、点検についても同様に重要な業務であり、また、点検のみを業とする者が増加してきていることから、これについても届出の対象とする旨を規定した。(第69条〔消防設備業の届出〕関係)

【関係法令等】

- ・火災予防条例準則の一部改正について(平成3年9月30日付け消防予第198号通知)

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成7年2月20日・札幌市条例第6号 (平成7年第1回定例会)
<p>【改正概要】</p> <p>1 市民の生活意識の変化に伴い、高齢者及び障がい者に配慮したゆとりと快適性を持った劇場、固定のいす席を設けない多目的な集会施設等の多様な形態の劇場等が求められるなど、その構造、利用形態の多様化が進行し、劇場等に対するニーズも大きく変化している。このことから、次のとおり改正した。</p> <p>(1) 劇場等のいす席の配置について、災害時の避難をより安全なものとする必要があることから、火災予防条例準則の改正内容に基づき、いす席の間隔に関する規定を新たに規定した。(第57条〔劇場等の屋内の客席〕関係)</p> <p>(2) 劇場等の立見席について、火災予防条例準則の改正内容に基づき、立見席の位置は客席の後方とし、奥行き2.4メートル以下とすること、立見席の手すり設置に関することを新たに規定した。(第57条関係)</p> <p>(3) 入場者を客席から円滑に避難させる必要性から、火災予防条例準則では、横方向に並べることができるいす席の数は最大12席までとし、その両側に保有すべき避難通路の幅員についても一律に80センチメートル以上とされていたが、当該準則の改正により、横方向に並べることができるいす席の数は、客席の前後間隔に応じて最大20席までとされ、その両側に保有すべき避難通路の幅員について、当該避難通路における使用者数に応じて算定することとされた。また、劇場等の出入口等の避難施設の配置等によって、消防長(消防署長)が入場者の避難上支障がないと認めた場合については、これらの基準によらないことができるとされた。よって、札幌市においても、当該準則の改正内容に基づき、規定整備した。(第57条及び第57条の2〔劇場等の屋外の客席〕関係)</p> <p>(4) 劇場等では、いす席、ます席などの固定的な客席を配置しての興行が主であったが、近年、全席を立見として興行する劇場等が増加してきたことのほか、今後においても、予測されない特殊な形態の劇場等が出現することなどが考えられることから、これらの劇場等における客席について、消防長が入場者の避難上支障がないと認めたものについては、基準の特例を適用することができる旨新たに規定した。(第57条の3〔基準の特例〕関係)</p> <p>(5) 劇場等以外の防火対象物において興行等の催物を開催する場合には、従来から、災害時における避難の安全性を確保するため、劇場等の客席基準を準用することとして、準用規定を設けていたが、全席を立見として興行する場合、特殊な形態により興行する場合等についても、同様に劇場等の客席基準を準用することを規定した。(第62条〔準用〕関係)</p> <p>2 第73条では、法で定める指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵、取扱いの基準に違反した者に対する罰則を規定している。この罰金の金額は、火災予防条例準則に準拠して定めているが、法第46条が改正され、条例で設けることができる罰金の金額の上限額が引き上げられた。札幌市では、①第73条に規定する罰金の金額は、昭和60年以来改正していないが、それ以後も消費者物価指数及び労働賃金指数は上昇しており、今後も上昇が予想されること、②平成3年の罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、札幌市の他の条例のうち、7条例の罰金の金額が改正されており、均衡を図る必要があることから、罰金の金額を火災予防条例準則と同様、100,000円から200,000円に改正した。(第73条〔罰則〕関係)</p>	
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法の一部を改正する法律(平成6年法律第37号) ・火災予防条例準則の一部改正について(平成3年12月16日付け消防予第247号通知) ・火災予防条例準則の一部改正について(平成6年7月14日付け消防危第64号通知) ・罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律(平成3年法律第31号) 	

【札幌市火災予防条例の改正経過】

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成10年3月9日・札幌市条例第3号 (平成10年第1回定例会)
<p>【改正概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年における少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等児童及び家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、保育需要の多様化や児童をめぐる問題の複雑・多様化に適切に対応することが困難になってきている。こうした状況を踏まえ、将来の我が国を担う子供たちが健やかに育成されるよう、児童保育施策の見直し、児童の自立支援施策の充実等を図り、新しい時代にふさわしい質の高い子育て支援の制度として再構築を図るために、児童福祉法等が改正された。その中で、母子の保護を目的とする児童福祉施設である母子寮について、世帯の自立促進のために生活を支援することが目的の一つとして加わり、施設の機能強化が図られた。このことから、札幌市においても関係条例等の規定整備を行うため、「札幌市児童福祉施設設置条例等の一部を改正する条例」を公布（平成10年札幌市条例第3号）しており、札幌市火災予防条例は、当該改正条例の第3条として、別表第1の「母子寮」を「母子生活支援施設」に改める旨の改正をした。（別表第1関係） 	
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号） ・火災予防条例準則の一部改正について（平成10年1月12日付け消防予第4号通知） 	

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成11年2月19日・札幌市条例第8号 (平成11年第1回定例会)
<p>【改正概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計量法の改正により、計量単位が国際単位系に係る計量単位に変更されたことから、「キロカロリー毎時」を「キロワット」に、「重量キログラム毎平方センチメートル」を「キロパスカル」に、「カロリー毎グラム」を「キロジュール毎グラム」に改める旨の改正をした。（第3条〔炉〕、第3条の2〔厨房設備〕、第3条の4〔温風暖房機〕、第4条〔ボイラー〕、第11条〔簡易湯沸設備〕、第36条の5〔指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準〕、第36条の6〔指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準〕、第66条〔火を使用する設備等の設置の届出〕、別表第3、別表第4及び別表第5の備考5関係） ・危険物を取り扱う配管は、鋼製その他金属製のものに限定されていたが、金属製以外の配管であっても、強度、耐薬品性、耐熱性及び耐腐食性が確保されるものについては、使用を認める旨の改正をした。（第36条の2〔指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準〕関係） ・暖房、給湯等に使用する燃料として液体の危険物を貯蔵するタンクについては、流出防止措置を講ずることを除外していたが、これら以外の燃料に使用するタンクが設けられるなど、使用目的で流出防止措置を講じさせることが社会情勢の推移に合わなくなったため、当該部分を削除した。（第36条の4〔指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの技術上の基準〕関係） 	
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計量法の全部を改正する法律（平成4年法律第51号） ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成10年政令第31号） 	

【札幌市火災予防条例の改正経過】

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成11年2月19日・札幌市条例第9号 (平成11年第1回定例会)
<p>【改正概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神薄弱者福祉法等の法律において使用される「精神薄弱」という用語について、知的な発達に係る障がいの実態を的確に表していない、あるいは精神、人格全般を否定するような響きがあり、障がい者に対する差別や偏見を助長しかねないといった問題点が指摘され、関係団体からも障がいの状態を価値中立的に表現できる「知的障害」とすべきであるとの意見がなされていた。このことに伴い、「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」が平成10年に公布され、札幌市においても関係条例等の規定整備を行うため、「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律の制定等に伴う関係条例の整理に関する条例」を公布（平成11年札幌市条例第9号）した。札幌市火災予防条例は、当該条例の第18条として、別表第1の「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める旨の改正をした。（別表第1関係） 	
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（平成10年法律第110号） 火災予防条例準則の一部改正について（平成11年1月7日付け消防予第1号通知） 	

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成12年3月31日・札幌市条例第25号 (平成12年第1回定例会)
<p>【改正概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口の高齢化に伴う寝たきり、痴ほう等のため介護を必要としている者の急速な増加により、介護問題が国民の老後生活における最大の不安要因となっているにも関わらず、現行の老人福祉と老人保健の2つの制度の下で行われている高齢者に対する介護サービスには、利用者の立場に立った総合的なサービス提供等の観点等から、様々な問題が指摘された。そこで、現行制度の再構築を図り、国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で介護を支える新たな仕組みとして、介護保険制度が創設されることになり、介護保険法、介護保険法施行法が平成9年に公布された。札幌市では、このことを踏まえ、「札幌市介護保険条例」を公布（平成12年札幌市条例第25号）した。札幌市火災予防条例は、当該条例の附則第10条として、老人保健法の規定に基づく老人保健施設が介護保険法の施行に伴い、介護保険法第94条及び介護保険法施行法第8条の規定により、介護老人保健施設として位置付けられることから、別表第1の「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める旨の改正をした。（別表第1関係） 	
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険法（平成9年法律第123号） 介護保険法施行法（平成9年法律第124号） 介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成11年政令第262号） 火災予防条例準則の一部改正について（平成11年1月17日付け消防予第31号通知） 	

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成12年10月3日・札幌市条例第50号 (平成12年第3回定例会)
<p>【改正概要】</p> <p>建築基準法令の改正による建築基準の性能規定化等により、多様な材料、設備、構造方法を採用できるようにするため、新たに加熱要件及び加熱試験に関する性能基準が定められたことに伴い、防火設備関係、建築構造関係、建築材料関係について、それぞれ以下のとおりとなった。</p>	

- 1 防火設備関係（甲種防火戸及び乙種防火戸の定義が廃止され、同一の加熱試験基準によって性能時間別に区分。該当条文は、第3条〔炉〕、第15条〔変電設備〕、第36条の3〔指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外又は屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準〕、第43条〔屋内消火栓設備に関する基準〕、第63条〔防火設備の管理〕及び第63条の2〔避難口のとびら等の表示〕。このことに伴い、第63条の見出しを「防火施設の管理」から「防火設備の管理」に改正）
 - (1) 乙種防火戸（厚さ0.8～1.5ミリメートル未満の鉄板、厚さ35ミリメートル未満の鉄骨コンクリート製のもの）は、防火戸（20分の加熱試験）に改正
 - (2) 甲種防火戸（厚さ1.5ミリメートル以上の鉄板、厚さ35ミリメートル以上の鉄骨コンクリート製のもの）は、特定防火設備（1時間の加熱試験）に改正
※ 特定防火設備は、防火戸の要件にも適合しているため、防火戸に包含されることとなった。
- 2 建築構造関係（同一の加熱試験基準によって性能時間別に区分。該当条文は、第3条の2〔厨房設備〕、第7条〔壁付暖炉、ペチカ及びオンドル〕、第10条〔くん製設備〕及び第36条の3）
 - (1) 防火構造（厚さ15ミリメートル以上の鉄網モルタル、石膏ボード張の上モルタル厚さ10ミリメートル以上）は、防火構造（30分の加熱試験）に改正
 - (2) 準耐火構造（厚さ20ミリメートル以上の鉄網モルタル、石膏ボード張の上モルタル厚さ15ミリメートル以上）は、準耐火構造（30分から1時間の加熱試験）に改正
 - (3) 耐火構造（厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート、厚さ70ミリメートル以上のコンクリートブロック）は、耐火構造（1時間から3時間の加熱試験）に改正
※ 耐火構造は、準耐火構造及び防火構造の要件にも適合しているため、準耐火構造及び防火構造に包含されることとなった。
- 3 建築材料関係（同一の加熱試験基準によって性能時間別に区分。該当条文は、第14条〔火花を生ずる設備〕、第40条〔綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準〕及び第43条）
 - (1) 難燃材料（厚さ7ミリメートル以上の石膏ボード、難燃合板）は、難燃材料（5分の加熱試験）に改正
 - (2) 準不燃材料（厚さ9ミリメートル以上の石膏ボード、厚さ15ミリメートル以上の木毛セメント板）は、準不燃材料（10分の加熱試験）に改正
 - (3) 不燃材料（厚さ12ミリメートル以上の石膏ボード、鉄板）は、不燃材料（20分の加熱試験）に改正
※ 不燃材料は、準不燃材料及び難燃材料の要件にも適合しているため、準不燃材料及び難燃材料に包含されることとなった。

改正概要は、次のとおりである。

- ・入力350キロワット以上の炉を設置する室内、変電設備を設置する室内、危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の当該建物の窓及び出入口に設ける防火設備である「甲種防火戸」、「乙種防火戸」について、その概念はなくなったが、これらと同等の防火性能を有する防火戸については、今後もその設置が必要であるため、従前と同様の防火性能を確保できるよう規定整備した。（第3条、第15条及び第36条の3関係）
- ・「耐火構造」の基準について、従前の材料、工法等を具体的に規定する仕様基準から、確保すべき防火性能を規定する性能基準に改められたが、改正後の「耐火構造」の基準は、厨房施設のように長時間火気を使用する施設に近接する建築物等の部分については、その材料が高熱により劣化する場合があることから、防火性能に関して十分なものとはいえなくなった。また、改正後の建基令第2条第8号により「防火構造」は、外壁又は軒裏に限られることとなった。このため、気体燃料を使用する厨房設備、壁付暖炉等、くん製室に係る規定整備をした。（第3条の2、第7条及び第10条関係）
- ・グラビア印刷機等の火花を生ずる設備の室内の仕上げに係る「不燃材料」、「準不燃材料」の基準が

<p>性能基準となり、より基準の厳しい「不燃材料」が、より基準のゆるやかな「準不燃材料」に包含されることとなったため、現行の「仕上げを不燃材料又は準不燃材料とした室内」と同様の防火性能は、「仕上げを準不燃材料とした室内」という規定により表現できることとなったため、所要の規定整備をした。(第14条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲に設ける防火上有効な塀について、「耐火構造」及び「防火構造」の基準が性能基準となり、外壁については、より基準の厳しい「耐火構造」がより基準のゆるやかな「防火構造」に包含されることとなったことから、現行の「耐火構造若しくは防火構造の壁」と同様の防火性能は、「防火構造の壁」という規定により表現できることとなったため、所要の規定整備をした。(第36条の3関係) ・大量の合成樹脂類を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の室内の仕上げに係る「難燃材料」の基準が性能基準となり、より基準の厳しい「不燃材料」、「準不燃材料」がより基準のゆるやかな「難燃材料」に包含されることとなったことから、現行の「不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で仕上げた室内」と同様の防火性能は、「難燃材料で仕上げた室内」という規定により表現できるようになったため、所要の規定整備をした。(第40条関係) ・屋内消火栓設備の設置を義務付ける建物の基準については、当該建物の室内に面する部分を不燃材料、準不燃材料若しくは難燃材料で仕上げたか否か、又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画されているか否かによって異なる基準としてきたが、それぞれの基準が性能基準となったことから、所要の規定整備をした。(第43条関係) ・政令別表第1に掲げる防火対象物の防火設備については、防火施設として、防火戸及び防火ダンパーに限ってその管理方法を定めてきたが、建基令改正により、従来防火戸及びドレンチャーに限られていた建基法第2条第9号の2に規定する耐火建築物にその設置が義務付けられている防火設備の種類に制限がなくなったため、今後、広く防火対象物の防火設備一般に係る管理方法を定めるため、所要の規定整備をした。その際、見出しについては「防火施設の管理」を「防火設備の管理」とした。(第63条関係)
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号） ・建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第211号） ・火災予防条例準則の一部改正について（平成12年7月26日付け消防予第170号・消防危第87号通知）

<p>公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)</p>	<p>平成12年12月12日・札幌市条例第55号 (平成12年第3回定例会)</p>
<p>【改正概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦割り行政による弊害を排除し、内閣機能の強化、事務及び事業の減量、効率化等を目的（1府22省庁を1府12省庁に再編）とした中央省庁等の改革を行うために平成10年6月12日に公布された「中央省庁等改革基本法」に基づき、平成11年7月16日に「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律」など国の行政組織を改革する法律17本が制定された。これらの法律の施行に向けて、国においては「中央省庁等改革関係法施行法」を制定し、関係する法律について所要の規定整備を図ることとなり、札幌市の規程類についても、大臣名、府省庁名、審議会名等の変更及び法律の条項移動に伴う規定整備を行うために、「中央省庁の改革等に伴う関係条例の整備に関する条例」を公布した。札幌市火災予防条例は、当該条例の第17条として「自治省令」を「総務省令」に改める旨の規定整備をした。(別表第5関係) 	
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号） 	

【札幌市火災予防条例の改正経過】

- ・中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第102号）
- ・中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160号）

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成13年6月12日・札幌市条例第22号 (平成13年第2回定例会)
<p>【改正概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令第7条には、ガス系の消火剤を用いた消火設備として、二酸化炭素消火剤及びハロゲン化物消火剤を用いた設備（二酸化炭素消火設備及びハロゲン化物消火設備）が規定されている。このうち、ハロゲン化物消火剤を使用した際に発生するハロンは、オゾン層を破壊するため、ハロゲン化物消火剤の代替的消火剤として、不活性ガスを用いた消火剤の開発が進められており、同様の消火性能を有するものとなってきている。このことから、これを用いた消火設備について、平成13年の政令改正により、二酸化炭素消火設備を用いた消火設備と総称して「不活性ガス消火設備」と位置付ける旨の改正が行われた。札幌市では、政令改正の内容を踏まえ、「二酸化炭素消火設備」という名称を「不活性ガス消火設備」に改めた。（第45条〔水噴霧消火設備等に関する基準〕関係） 	
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第10号） ・消防法施行規則の一部を改正する省令（平成13年総務省令第43号） 	

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成14年3月6日・札幌市条例第7号 (平成14年第1回定例会)
<p>【改正概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物を移送するための移動タンクの形態の変化を考慮し、より一層の安全性を確保するため、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準について、移動タンクの下部排出口の弁等の損傷を防止するための措置を講じることを追加した。（第36条の6〔指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準等〕関係） ・可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けること等のほか、これによらないことが通常である場合は、災害の発生を防止するため十分な措置を講じることを追加した。（第39条〔可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等〕関係） ・規制緩和推進計画を受けた法令改正により、第4類危険物のうち、引火点250度以上の物品が危険物から除外され、指定可燃物の可燃性液体類に追加されたことに伴う規定整備をした。（別表第5関係） 	
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法の一部を改正する法律（平成13年法律第98号） ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成13年政令第300号） ・火災予防条例（例）の一部改正について（平成13年10月25日付け消防危第117号通知） 	

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成14年10月7日・札幌市条例第31号 (平成14年第3回定例会)
<p>【改正概要】</p> <p>1 消防職員が条例で定める場所に立ち入る場合は、公開時間、営業時間又は日の出から日没までの間に行わなければならないが、平成13年9月に発生した東京都新宿区歌舞伎町雑居ビル火災を受けて法改正され、違反是正の徹底を図るため、立入検査及び措置命令に係る規定の整備を図るとともに、防火管理の徹底を図るため、防火対象物の定期点検報告制度を設けるほか、避難上必要な施設等の管理の義務付け、罰則の引上げ等を行った。これらを踏まえ、次のとおり改正した。</p> <p>(1) 法第4条第2項に規定する立入検査の時間制限を撤廃するとともに、立入検査を行う際の消防職員の証票提示は関係のある者の請求があるときに行うものとしたことを踏まえ、同項について規定した部分を目的規定から削除する旨の改正をした。(第1条〔趣旨〕関係)</p> <p>(2) 法第4条第2項の削除に伴い、立入検査の時間が制限されている場所について規定した第2章〔公衆の出入する場所等の指定〕、第2条〔公衆の出入する場所等の指定〕、別表第1及び別表第2を「削除」とする旨の改正をした。(第2章、第2条、別表第1及び別表第2関係)</p> <p>(3) 法第8条の2の4が新たに規定され、一定の防火対象物の管理権原者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設等について避難の支障になる物件等が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならないものとされたことなどから、避難施設等の管理について規定した第61条及び第63条中、法等の規定と重複する部分を削除する旨の改正をした。(第61条〔避難施設の管理〕及び第63条〔防火設備の管理〕関係)</p> <p>2 火を使用する設備・器具等の位置、構造及び管理に係る火災予防上の安全基準として、火気設備等の離隔距離に関する規制内容については、市町村条例で定めることとされているが、基本的には、国が示す火災予防条例(例)を踏まえて基準が策定されているため、全国の市町村で統一的な規制となっている。しかし、当該基準は、主に一般家庭用の消費熱量の小さい機器についてのみ示されており、いわゆる業務用とされる消費熱量が大きい機器、条例別表に定めのない種類の機器については、各市町村が独自に離隔距離を定めているため、同じ機器でも市町村によって離隔距離が異なる規制になるなど、統一性が図られていないものとなっていた(札幌市は、札幌市火災予防規則において規制)。また、現行の規制は、機器ごとに具体的数値で示す仕様規定となっているため、高性能機器が開発され、当該基準より離隔距離を設けなくても対応できる場合であっても、当該基準で規制しなければならない状況であった。さらに、各市町村における独自規制の中の判断基準の一つとして第三者認証機関の認証があるが、外国製品が自国の規格検査に合格し、日本に輸入された後に日本の認証機関で再検査を行うことは時間と費用を要し、認証取得品が少ないのが実情であった。以上のことから、法及び政令が改正されるとともに、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号)が制定されることにより、火を使用する設備等の位置、構造及び管理等に関する基準が改められた。このことにより、一定の性能を満たすことができれば、多様な材料、設備、構造方法を採用できる規制方法としての性能規定が導入された。これらを踏まえ、次のとおり改正した。(第3条から第5条まで、第8条、第9条、第11条、第12条、第13条の2、第22条、第24条、別表第3及び別表第4関係)</p> <p>(1) これまで火気設備等と建築物等又は可燃物との間に保つべき距離については、気体燃料は別表第3で、液体燃料は別表第4で、それぞれ具体的数値を定めていたが、省令別表第1及び別表第2の規定方法にならって、別表第3として火気設備等の種類ごとに同一の表にまとめ、別表第4を「削除」とした。</p> <p>(2) これまで規則第4条及び第9条で定めていた消費熱量の大きい火気設備等及び電気を熱源とする火気設備等の離隔距離を新たに別表第3として規定した。</p> <p>(3) より安全性の高い設備の出現、外国製品の普及等に伴い、火気設備等を別表に定める一律の離隔距離で規制することは、多様な種類の設備の市場流通を阻害し、市民に不利益を与えるおそれがあることから、消防署長がそれを認めたときは、別表に定める離隔距離を満たせない設備であ</p>	

っても、平成14年消防庁告示第1号により得られる基準に基づき、当該設備を設置できることとする旨を規定した。

3 法第46条の改正に伴い、第35条から第37条までの規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者及び第39条又は第40条の規定に違反して指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱った者に対して科する罰金の上限額を20万円から30万円に引き上げる旨の改正をした。(第73条〔罰則〕関係)

4 その他、次のとおり改正した。

(1) 第1条は目的規定となっているが、目的規定は、その法令の立法目的を簡潔に表現したものであり、その法令の達成しようとする目的の理解を容易ならしめるとともに、その法令の他の条文の解釈にも役立たせるという趣旨で設けられるものである。火災予防条例は、大部分が法律の委任に基づき制定される作りとなっており、消防法を頂点として一つのまとまった体系的な内容を持っているため、性格としては目的規定ではなく、国民・市民の生命、身体及び財産を保護するために必要な項目を示したという趣旨規定としての性格となっている。よって、見出しの「目的」を「趣旨」とし、目的規定を趣旨規定に改めた。(第1条関係)

(2) 作業中の防火管理に関する規定において、政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、(19)項(市長村長の指定する山林)及び(20)項(総務省令で定める舟車)に掲げる防火対象物を規制対象から除き、第61条、第63条、第63条の2及び第64条において準用することとしているが、第61条、第63条及び第63条の2において、(18)項(延長50メートル以上のアーケード)に掲げる防火対象物に規制の対象となる部分がないことから、併せて規制対象から除くこととし、準用する条文を整理した。(第33条〔作業中の防火管理〕関係)

【関係法令等】

- ・消防法の一部を改正する法律(平成13年法律第98号)
- ・消防法の一部を改正する法律(平成14年法律第30号)
- ・消防法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第385号)
- ・消防法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第274号)
- ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)
- ・対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号)
- ・火災予防条例(例)の一部改正について(平成14年3月6日付け消防予第77号通知)
- ・火災予防条例(例)の一部改正について(平成14年5月7日付け消防予第124号・消防安第10号通知)
- ・規制緩和推進3か年計画(平成12年3月31日閣議決定)

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成16年6月9日・札幌市条例第33号 (平成16年第2回定例会)
---------------------------	--------------------------------------

【改正概要】

1 劇場、映画館、百貨店など不特定多数の者が出入りする防火対象物における喫煙所の設置については、火災予防条例(例)制定当時は、国民の多くに喫煙の習慣があったことから、防火対象物内の全ての場所を禁煙にすることが現実的ではなかったため、裸火の使用等が制限される指定場所以外の場所に喫煙所を設置するよう規定されていた。しかし、国民の健康に対する意識が高まり、さらに平成14年5月には健康増進法が施行され、国民の喫煙に対する意識が大きく変化するとともに、喫煙率も低下傾向になり、喫煙所の設置が必ずしも適当ではないこととなった。また、劇場等の形態及び興業の種類が多様化しているに伴い、客席の配置等も様々なケースが想定されている。このような状況を踏まえ、火災予防条例(例)が改正され、喫煙等の基準及び劇場等の客席基準が見直されたため、次のとおり改正した。

- (1) 喫煙率を下げること、受動喫煙を防止することは、市民の健康維持につながることから、防火対象物において全面的に禁煙とし、喫煙所を設けないこととするか、喫煙所を設けるかを選択できるようにし、全面的に禁煙とする場合は、当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じるよう規定するとともに、喫煙所を設ける場合は、適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び「喫煙所」と表示した標識を設置するよう規定した。(第27条〔喫煙等〕関係)
- (2) 火災予防条例(例)第23条(喫煙等)において、劇場等に設ける喫煙所は階ごとに設置し、その床面積の合計は客席床面積の30分の1以上としなければならないこととされていたが、消防長(消防署長)が火災予防上必要と認める措置を講じた場合又は消防長(消防署長)が火災予防上支障ないと認める場合にはこの限りでないとされた。劇場等の形態が多様化しており、喫煙所を階ごとに、かつ一定の面積以上になるよう設置させることが必ずしも適当でないことから、火災予防条例(例)を踏まえ、劇場等における喫煙所の設置階及び面積の緩和を図る旨を規定した。(第27条関係)
- (3) 火災予防条例(例)における劇場等の客席に関する規定は、災害が発生した場合において、観客の避難に支障を来さぬよう規定されていたものであるが、防火対象物の大規模化、高層化、複雑多様化等に伴い、様々な形態の劇場等の建築が見込まれることから、火災予防条例(例)第35条(劇場等の客席)及び第36条ただし書を削除し、新たに火災予防条例(例)第36条の2(基準の特例)において基準の特例を設ける改正がなされた。札幌市では、すでに第57条の3において予想されない特殊なものに限り基準の特例を設けていたが、予想されない特殊な客席でなくても消防長が避難上支障がないと認める場合には基準の特例を適用することができるよう改正した。(第57条〔劇場等の屋内の客席〕、第57条の2〔劇場等の屋外の客席〕及び第57条の3〔基準の特例〕関係)
- 2 政令改正により、自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物の範囲に、政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(複合用途防火対象物のうち、その一部が劇場、百貨店等として使用されているもの)で、延べ面積300平方メートル以上のものが加えられたことにより、条例との重複を避けるための規定整備を行った。(第47条〔自動火災報知設備に関する基準〕関係)
- 3 条例第50条第1項においては、政令別表第1に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上の建築物又は地盤面からの高さが31メートルを超える建築物には、避難用タラップを設けなければならないとしているが、同項ただし書において、建基令第123条及び第124条に規定する避難階段(屋外に設けるもの及び屋内に設けるもので、昭和48年消防庁告示第10号に定める部分を有するものに限る。)又は特別避難階段等を設けた場合はこの限りでないと規定している。当該条文中の昭和48年消防庁告示第10号については、省令第26条第2項、第4項第3号及び第5項第3号に基づき、屋内避難階段等の部分を定めているものであるが、省令改正において、省令第4条の2の3が追加されたことから、昭和48年消防庁告示第10号が廃止され、新たにこれと同趣旨の平成14年消防庁告示第7号が制定されたため、これに伴う規定整備を行った。(第50条〔避難用タラップに関する基準〕関係)
- 4 消防組織法及び消防法の一部を改正する法律を踏まえ、次のとおり改正した。
- (1) 新たに法第17条第3項に特殊の消防用設備等その他の設備等(同条第1項又は第2項の規定に基づく技術上の基準に従って設置される消防用設備等に代えて、これと同等以上の性能を有するものとして総務大臣の認定を受けて設置されるもの)が規定されたことに伴い、防火管理業務受託者に係る規定整備を行った。(第56条〔防火管理業務受託者による教育担当者の選任等〕及び第69条〔消防設備業の届出〕関係)
- (2) 登録検定機関の登録要件として法別表第2及び法別表第3が追加され、危険物に該当する物品の品名及び性状を掲げている法別表が法別表第1に改められた。このことを踏まえ、指定可燃物に該当する物品の品名及び性状を掲げている別表第5において法別表を引用している部分の規定整備を行った。(別表第5関係)

【関係法令等】

- ・健康増進法(平成14年法律第103号)

- ・消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成15年法律第84号）
- ・消防法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第274号）
- ・消防法施行規則の一部を改正する省令（平成14年総務省令第105号）
- ・火災予防条例（例）の一部改正について（平成15年12月18日付け消防予第319号・消防安第237号通知）

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成17年3月3日・札幌市条例第7号 (平成17年第1回定例会)
<p>【改正概要】</p> <p>消防分野の新技术開発を促進し、防火対象物の高層化、深層化、大規模化、複雑化に対応するため、消防用設備等の技術基準に性能規定を導入することを目的として、平成15年に「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律」が公布された。このことにより、法第17条第3項として、政令基準又は条例基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、総務大臣が認定した特殊の消防用設備等その他の設備等を設置できることとなった。また、政令改正により新たに設けられた政令第29条の4により、法第17条第1項の規定により設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、政令第29条の4に規定する「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を設置できることとなった。さらに、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」に関する規定が新たに設けられたこと等に合わせて、政令基準を適用しない場合について規定している政令第32条が改正されたため、次のとおり条例を改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令第32条の改正に伴い、同様の規定である第55条〔基準の特例〕の規定により、第5章に規定する消防用設備等に代え、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等について、第55条を適用しなくても設置できるよう改正した。(第55条関係) ・法第17条の3の2が改正され、同法第17条第3項に特殊消防用設備等が追加されたことに伴う規定整備をした。(第64条〔防火対象物の使用開始の届出等〕関係) 	
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成15年法律第84号） ・消防法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第19号） 	

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成17年6月13日・札幌市条例第34号 (平成17年第2回定例会)
<p>【改正概要】</p> <p>平成15年に発生した三重県多度町のRDF貯蔵層火災、ブリヂストン栃木工場火災を踏まえ、次のとおり改正した。(第35条から第37条の2まで、第39条から第40条の3まで及び第71条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合成樹脂類（タイヤ等）の位置、構造及び設備の技術上の基準について、①屋外に野積みされるタイヤ等から出火した場合の隣接する建物等への延焼防止に係る措置、②合成樹脂類を屋内において異なる取扱いを行う場合における区画の措置を追加した。 ・再生資源燃料を貯蔵し、取り扱う場所について、火気の使用、係員以外の者の出入り、整理及び清掃に関することを義務付けた。 ・再生資源燃料のくず、かす等に係る適切な措置を講ずることを義務付けた。 ・再生資源燃料を貯蔵し、取り扱う場所における標識のほか、品名、最大数量、防火に関して必要な事項を記載した掲示板の設置義務付けをした。 ・再生資源燃料を集積する場合における離隔距離の義務付けをした。 	

【札幌市火災予防条例の改正経過】

<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物固形化燃料等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に、適切な水分管理、集積高さ等を追加した。 ・廃棄物固形化燃料等を集積する場合における離隔距離の義務付けをした。 ・100トン以上の廃棄物固形化燃料等を屋内に貯蔵し、取り扱う場合の当該室内の壁、天井等の室内に係る仕上げ処理、温度測定装置の設置に係る規定を追加した。 ・100トン以上の廃棄物固形化燃料等をタンクに貯蔵する場合において、タンク内の当該燃料等に発熱が生じた場合、迅速に排出できる構造に係る規定を追加した。 ・再生資源燃料の貯蔵、取扱いに係る届出等を義務付けた。 ・事故防止を図るため、100トン以上の廃棄物固形化燃料等、300トン以上の可燃性固体類、200立方メートル以上の可燃性液体類、2,000立方メートル以上の合成樹脂類（発砲させたもの）又は300トン以上の合成樹脂類（その他のもの）を貯蔵し、取扱いする場合における危険要因の把握及び必要な措置に関する事項を追加した。 ・法改正に伴い、指定数量未満の危険物及び指定可燃物等に関する事項に係る規定整備をした。
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成16年法律第65号）

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成17年10月4日・札幌市条例第51号 (平成17年第3回定例会)
<p>【改正概要】</p> <p>1 法及び条例では、一定規模（耐火構造で延べ床面積500平方メートル以上又は木造で延べ床面積200平方メートル以上）の共同住宅等を除き、個人の住居である一般住宅に対する住宅用防災機器等の設置義務はない。しかし、住宅火災による死者数は全国的に増加傾向で、その大多数が逃げ遅れ等であり、死者数に占める65歳以上の高齢者の割合が半数にも及んでおり、今後の高齢化社会の進展を勘案すると、さらに増加するおそれがある。よって、火災を早期に発見し、逃げ遅れを防ぐことを目的として、住宅用防災機器の設置を義務付けるために法が改正されたことを踏まえ、第3章の2を新たに規定するとともに、次のとおり改正した。（第3章の2〔住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等〕関係）</p> <p>(1) 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律において、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める。」こととされたため、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準について新たに規定した。（第1条〔趣旨〕関係）</p> <p>(2) 札幌市では、台所部分も住宅用防災機器の設置対象としたため、熱を感知する「住宅用防災警報器」及び「住宅用防災報知設備」を含めて住宅用防災機器として定義付けた。（第34条の2〔住宅用防災機器〕関係）</p> <p>(3) 住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準を新たに規定した。（第34条の3〔住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準〕関係）</p> <p>(4) 消防長が定める熱感知方式の住宅用防災警報器については、国から示された技術ガイドラインに基づき、壁、はりからの離隔距離を0.4メートルとする旨を規定した。（第34条の3関係）</p> <p>(5) 台所に設置することができる住宅用防災警報器のうち、熱を感知するものは換気口等からの離隔距離を規制しない旨を規定した。（第34条の3関係）</p> <p>(6) 台所に設置する住宅用防災警報器の種別は、煙を感知するもののほか、熱を感知するものについても設置可能とする旨を規定した。（第34条の3関係）</p> <p>(7) 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令は、煙式の機器についてのみ規定しているため、熱式のものを加えて規定した。（第34条の3関係）</p> <p>(8) 住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準を新たに規定した。（第34条の4〔住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準〕関係）</p>	

- (9) 熱を感知する感知器の取付位置は、壁、はりからの離隔距離を0.4メートル以上離す旨を規定した。(第34条の4関係)
- (10) 台所に設置する住宅用防災報知設備の感知器の種別は、煙を感知するもののほか、熱を感知するもの(感知器の規格は国のガイドラインによる。)についても設置可能とする旨を規定した。(第34条の4関係)
- (11) 住宅用防災機器の設置免除に関する事項を規定した。(第34条の5〔設置の免除〕関係)
- (12) 住宅用防災機器の基準の特例に関する事項を規定した。(第34条の6〔基準の特例〕関係)
- (13) 住宅をはじめとした火災予防全般に係る活動の推進に関する事項を規定した。(第34条の7〔住宅における火災の予防の推進〕関係)
- 2 建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第210号)により、煙突に関する規定が改正されたこと等に伴い、次のとおり改正した。(第6条〔火を使用する設備に附属する煙突〕関係)
- (1) 石綿に係る人体への健康被害等を勘案した労働安全衛生法令の改正により、平成16年10月1日から石綿含有建材を使用することが原則禁止となった。このことを踏まえて建基令が改正され、煙突の材質として石綿スレートを削ることとなったため、条例においても煙突の材質として石綿を削った。
- (2) 煙突の基準として建基令第115条を準用するとともに、「廃ガス等の温度が260度以下」など条例と建基令が重複する部分を削った。また、準用の際、建基令第115条第1項第3号イ(2)については、札幌市が独自の規定として第5号を定めているため、それらの競合を避けるため、建基令第115条第1項第3号イ(2)を除外した。
- (3) 煙突全体の原則とするため、材質の例示を削り、数値での指導をしていないため、数値に関する部分を削った。
- (4) 煙突の継目の材質の例示が現状に合わないため、削った。
- (5) 第5号に規定する煙突として、北海道火災予防条例のひな形を参考に、建基令第115条第2項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する煙突は除くこととした。
- (6) 煙道を煙突に含めるための規定整備をした。
- 3 発電設備等の位置、構造及び管理の基準は、法により政令で定める基準に従い、条例で定めているが、近年の技術の進歩や環境対策により、化学変化を利用した「燃料電池発電設備」が開発された。そのため、当該設備を設置する場合の安全を確保するため、政令で定める基準の細則を定める「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が改正され、「燃料電池発電設備」が新たに規制対象として位置付けられるとともに、ガスエンジン式発電設備等の「内燃機関を原動力とする発電設備」について位置の基準等が改正された。このことを踏まえ、次のとおり改正した。
- (1) 燃料電池発電設備を新たに規定し、用語を定義付けた。(第6条関係)
- (2) 屋内及び屋外に設ける燃料電池発電設備の基準を新たに規定した。(第12条の2〔燃料電池発電設備〕関係)
- (3) 燃料電池発電設備との区別を明確にするための規定整備をした。(第16条〔内燃機関を原動力とする発電設備〕関係)
- (4) 屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であり、低出力で一定の構造を有するものは、その基準を緩和する旨を規定した。(第16条関係)
- (5) 燃料電池発電設備を設置する場合の届出について、低出力で異常が発生した場合における安全措置が講じられたもの以外は要する旨を規定した。(第66条〔火を使用する設備等の設置の届出〕関係)
- (6) 屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって、低出力で一定の構造を有するものは、設置の届出を要さないことを規定した。(第66条関係)
- 4 指定数量未満の危険物について、近年では、危険物を貯蔵する地下タンクの腐食劣化による漏えい事故、特にアスファルト防水されたタンクの鋼板が錆びて腐食したことによる事故が増える傾向にあった。こうした漏えい事故に対処するため、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地

下タンクの外面の防食措置の方法等について、危政令等が改正され、新たな技術上の基準が示された。このため、次のとおり改正した。

- (1) 危険物の漏えい事故に対応するため、地下タンク外面の防食処理方法を規定した。(第36条の5〔指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準等〕関係)
 - (2) 危険物の漏えい事故の早期発見のため、検査設備の選択肢について、検査官、センサーに拡大した。(第36条の5関係)
- 5 罰則規定については、第36条から第37条までの規定に違反した者に対して科せられていたが、第36条違反のみ規定しておけば全てを包含することができるため、第36条違反のみに科する旨の規定整備をした。(第73条〔罰則〕関係)

【関係法令等】

- ・ 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成16年法律第65号）
- ・ 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成16年総務省令第138号）
- ・ 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）
- ・ 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成17年総務省令第41号）
- ・ 対象火気器具設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成17年総務省令第34号）
- ・ 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成17年政令第23号）
- ・ 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第37号）
- ・ 火災予防条例（例）の一部改正について（平成16年12月15日付け消防安第227号通知）
- ・ 火災予防条例（例）の一部改正について（平成17年3月22日付け消防安第50号・消防危第53号通知）
- ・ 火災予防条例（例）の一部改正について（平成17年8月2日付け消防安第168号・消防危険第162号通知）
- ・ 建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第210号）

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成19年6月29日・札幌市条例第32号 (平成19年第2回定例会)
---------------------------	---------------------------------------

【改正概要】

- ・ 建築物の安全性の確保を図るため、都道府県知事による構造計算適合性判定の実施、指定確認検査機関に対する監督の強化及び建基法に違反する建築物の設計者等に対する罰則の強化、建築士及び建築士事務所に対する監督及び罰則の強化、建設業者及び宅地建物取引業者の瑕疵を担保すべき責任に関する情報開示の義務付け等の措置を講ずるため、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」が制定され、これを踏まえて「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が制定され、建基令第13条の3が第13条となった。このことから、条例において引用する条文を改める旨の改正をした。(第34条の3〔住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準〕関係)

【関係法令等】

- ・ 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年政令第49号）

【札幌市火災予防条例の改正経過】

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成21年12月10日・札幌市条例第67号 (平成21年第4回定例会)
<p>【改正概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模災害の発生が危惧されている中、現行は、自主防火対策及び出火時の被害軽減対策として、一定の利用者がいる事業所の管理権原者に対し、防火管理者の選任、防火管理に係る消防計画の作成、同計画に基づく消火・通報・避難の訓練等の防火管理業務を行わせることとしている。しかし、事業所において、大規模地震等が発生した時の応急対策等の計画立案、避難誘導等の初動対応等災害対策の中核的役割を担う自衛消防組織について、当該組織に係る法令上の規定は存在せず、その設置は各事業所の自主的取組に委ねられている状況にあった。このため、平成19年に法を改正し、防火管理が義務付けられる防火対象物のうち一定の大規模・高層建築物の管理権原者に対し、自衛消防組織の設置、防災管理者の選任及び防災管理に係る消防計画の作成等が義務付けられた。また、防災管理業務の一部が委託されている防火対象物において地震等の災害による被害の軽減に万全を期すためには、防災管理業務受託者が防災管理業務委託者の下で実際に防災管理業務に従事する者に対し、防災管理業務に関する知識及び技能を修得するための教育を組織的かつ計画的に行わせるための制度を整備する必要がある。このことから、防災管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者の選任、選解任時の届出、当該教育担当者の定期講習を新たに規定した。(第56条の2〔防災管理教育担当者の選任等〕関係) 	
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防法の一部を改正する法律(平成19年法律第93号) 	

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成22年6月10日・札幌市条例第24号 (平成22年第2回定例会)
<p>【改正概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年に発生した大阪市の個室ビデオ店火災を踏まえ、総務省消防庁(消防庁)による「予防行政のあり方に関する検討会」において、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオ店などのいわゆる「個室型店舗」における防火安全対策として、避難通路に面する各個室の外開き戸が自動的に閉鎖するよう措置することが必要であるとの対応策が示された。このことを踏まえ、個室型店舗の個室に自動閉鎖措置を講じることによる避難管理に係る規定を新たに設けた。(第58条の3〔個室型店舗の避難管理〕関係) 	
<p>【関係法令等】</p> <p>なし。</p>	

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成22年10月5日・札幌市条例第27号 (平成22年第3回定例会)
<p>【改正概要】</p> <p>1 燃料電池発電設備は、環境対策及びエネルギーの安定供給等の観点から開発・普及が進められている中、消防庁は、一般的な普及が見込まれていた固体高分子型燃料電池による発電設備であって火を使用するもの、リン酸型燃料電池による発電設備であって火を使用するもの及び容融炭酸塩型燃料電池による発電設備であって火を使用するものの3種類の燃料電池発電設備について火災予防上の安全対策のあり方について検討・整理を行い、家庭用燃料電池発電設備についてその普及を図る観点から、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令を改正し、前述の3種類の燃料電池発電設備を対象火気設備等として定めている。また、燃料電池発電設備のうち固体高分子型のものについては、出力10キロワ</p>	

ット未満であり、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための有効な措置が講じられたものについては、主として一般家庭での使用が見込まれていたため、建築物からの距離に関する規制を免除された。これらに伴い、札幌市においても条例改正し、同様の規定を設けている。このことについて、これまでに実用化されている固体高分子型燃料電池による発電設備、リン酸型燃料電池による発電設備及び熔融炭酸塩型燃料電池による発電設備の3種類の燃料電池発電設備に加え、固体酸化物型による燃料電池発電設備の実用化及び商品化の作業に一定の進捗が見られたことを踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、新たに対象火気設備等として固体酸化物型燃料電池による発電設備が位置付けられたことから、次のとおり条例を改正した。

- (1) 燃料電池発電設備の基準に固体酸化物型燃料電池によるものを加える旨の改正をした。(第6条〔火を使用する設備に附属する煙突〕及び第12条の2〔燃料電池発電設備〕関係)
 - (2) 主として一般家庭での使用が見込まれる出力10キロワット未満の固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものについて、同様の燃料電池発電設備である固体高分子型燃料電池による発電設備と同様の規定にするための規定整備をした。(第6条及び第12条の2関係)
- 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令(以下「住警器省令」という。)に規定されている住宅用防災機器の設置を免除する基準については、省令及び特定共同住宅等において必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(以下「特定住宅省令」という。)の条項を引用しており、条例においても同様に定めていたが、特定住宅省令の一部が改正されたことにより、条例中、同省令を引用する規定を改正した。(第34条の5〔設置の免除〕関係)
- 3 共同住宅の一部を利用して小規模なグループホーム等の福祉施設を開設する例が増加していることを背景に、これらの複合型居住施設及び複合型居住施設用自動火災報知設備の定義を定める住宅用防災機器の設置を免除する基準に複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(以下「複合施設省令」という。)が平成22年に制定され、複合型居住施設用自動火災報知設備の実用化及び商品化に向けた技術開発が進んだことを踏まえ、住警器省令が改正され、住宅用防災機器の設置を免除する基準に複合施設省令に定める技術上の基準が新たに加えられたことに伴う規定整備をした。(第34条の5関係)

【関係法令等】

- ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成22年総務省令第26号)
- ・消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令(平成22年総務省令第8号)
- ・住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成22年総務省令第86号)

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成24年2月28日・札幌市条例第15号 (平成24年第1回定例会)
---------------------------	---------------------------------------

【改正概要】

- ・危政令の改正に伴い、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が新たに危険物第1類に追加されるが、条例の規制が適用される指定数量未満のものについては、新たに技術上の基準を規定しなくても、第35条から第37条の2までにおいて規定する技術上の基準により市民生活の安全を確保できるため、本則の改正は行わず、経過措置規定を条例の制定附則に置く旨の改正をした。なお、改正

【札幌市火災予防条例の改正経過】

<p>後の危政令により、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる場合は、第71条の規定に基づき、所轄消防署長へ届け出なければならないが、本市が積雪寒冷地であるという地域特性、安全性、一般家庭にあるタンクの容量等を考慮し、個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合は、通常届出を求める場合より容量の条件を緩和し、従来は指定数量の5分の1以上としていたところ、指定数量の2分の1以上を個人の住居に係る届出要件とした。 (附則関係)</p>
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号） ・危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成23年総務省令第165号）

<p>公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)</p>	<p>平成24年10月3日・札幌市条例第57号 (平成24年第3回定例会)</p>
<p>【改正概要】</p> <p>低炭素社会の実現に向けた環境対策の一つである電気を動力源とする自動車等（以下「電気自動車等」という。）の普及に伴い、電気自動車等のインフラ整備の一つとして急速充電設備の設置が進められている。この急速充電設備は、政令第5条に規定する対象火気設備等の「変電設備」に該当するが、札幌市においては、急速充電設備の特性を踏まえ、一定の条件を満たす急速充電設備については変電設備に係る基準の一部を除外する運用を行っている。一方、消防庁では、急速充電設備については、今後更なる普及が見込まれるため、その特性等を踏まえた火災予防上必要な安全対策について全国的に統一した基準を定める必要があるという観点から、「電気自動車用急速充電設備の安全対策に係る調査検討会」で検討を行い、当該検討会の結論を踏まえ、対象火気設備の対象に急速充電設備を追加し、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」に急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理の基準を新たに定めた。このことから、札幌市においても次のとおり条例を改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変電設備の規定から急速充電設備に関するものを除く旨の改正をした。（第15条〔変電設備〕関係） ・急速充電設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準に係る事項を新たに規定した。（第15条の2〔急速充電設備〕関係） 	
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成24年総務省令第17号） ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について（平成24年3月27日付け消防予第125号通知。本通知において、火災予防条例（例）の一部改正通知を兼ねるもの） 	

<p>公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)</p>	<p>平成25年10月3日・札幌市条例第39号 (平成25年第3回定例会)</p>
<p>【改正概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年5月、国の行政刷新会議による「公益法人事業仕分け」の判定結果として、「日本消防検定協会による鑑定業務を廃止すること」とされたこと等を踏まえ、今まで以上に信頼性の高い住宅用防災警報器の普及を目的として政令改正されたことにより、検定対象機械器具等の範囲が見直され、鑑定対象品目であった住宅用火災警報器（住宅用防災警報器）は、検定対象機械器具として 	

位置付けられることとなった。このことに伴い、条例において政令改正条項を引用している部分の規定整備をした。（第34条の4〔住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準〕関係）

- ・住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（以下「規格省令」という。）では、住宅用防災警報器の規格について「煙を感知するものに限る。」とされており、いわゆる熱式の住宅用防災警報器は、その定義、機能等も規定されていない。一方、札幌市では、住宅の台所には煙式又は熱式のいずれかの住宅用防災警報器の設置を義務付け、熱式の住宅用防災警報器については、条例に「消防長が別に定める規格に適合する住宅用火災警報器」と規定した上で、熱式の住宅用防災警報器である定温式住宅用防災警報器の規格について、「札幌市火災予防条例第34条の2第1号イの規定に基づき消防長が定める規格に適合する住宅用火災警報器」（平成18年札幌市消防長告示第15号）として定めている。このことについて、規格省令が改正され、定温式住宅用防災警報器が定義付けられ、これについても住宅用防災警報器に含まれることとなったことから、条例における住宅用防災警報器の規定を整備した。（第34条の2〔住宅用防災機器〕、第34条の3〔住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準〕及び第34条の4関係）

※ 平成18年札幌市消防局告示第15号は、本条例の改正に伴い、平成26年3月31日廃止

【関係法令等】

- ・消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第88号）
- ・住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令（平成25年総務省令第25号）

<p>公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)</p>	<p>平成26年5月30日・札幌市条例第41号 (平成26年第2回定例会)</p>
<p>【改正概要】</p> <p>平成25年8月15日に京都府福知山市で発生した花火大会火災を踏まえ、政令が改正されたことにより、対象火気器具等の取扱いに関する基準の見直しが行われた。また、屋外における大規模な催しに関する防火管理体制の構築を図ることが必要であることから、次のとおり改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令の改正により、対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する際には、消火器の準備をした上で使用することとされたことから、条例においても、同内容の改正をした。（第22条〔液体燃料を使用する器具〕、第23条〔固体燃料を使用する器具〕、第25条〔電気を熱源とする器具〕及び第26条〔使用に際し火災の発生のおそれのある器具〕関係） ・屋外催しに係る防火管理について、第6章の2〔屋外催しに係る防火管理〕として新たに規定するとともに、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定する旨を新たに規定した。（第6章の2及び第63条の3〔指定催しの指定〕関係） ・指定催しに指定された場合の当該主催者に対し、指定催しの開催に係る防火担当者の選任、対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること等を盛り込んだ火災予防上必要な業務に関する計画（以下「予防業務計画」という。）の作成、当該計画に基づく業務遂行など屋外催しに係る防火管理に関する事項を新たに規定した。（第63条の4〔屋外催しに係る防火管理〕関係） ・予防業務計画が提出される場合を除き、対象火気器具等を使用する露店等を出店する場合には、所轄消防署長に対して露店等の開設に係る届出を行うことを新たに義務付けた。なお、見出し中「火災とまぎらわしい」を「火災と紛らわしい」とした。（第67条〔火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出等〕関係） ・屋外における大規模な催しに関する防火管理についての実効性を担保するため、指定催しを主催 	

<p>する者が、火災予防業務計画を所轄消防署長に提出しなかった場合には、30万円以下の罰金を科する罰則規定を新たに規定した。(第73条〔罰則〕関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災予防業務計画が提出されなかった場合には、実際の行為者(法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者のうち、当該法人において当該提出を行う責任があった者)とともに当該法人も罰することとし、また、人の業務において第63条の4に反して火災予防業務計画が提出されなかった場合には、実際の行為者(事業主である人に、指定定催しを主催する者として使われていた、代理人、使用人その他の従業者)とともに、当該事業主である人も罰する両罰規定を新たに規定した。(第74条関係)
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第368号)

<p>公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)</p>	<p>平成26年10月6日・札幌市条例第58号 (平成26年第3回定例会)</p>
<p>【改正概要】</p> <p>1 札幌市における住宅火災は、毎年、総火災件数の約4割を占めており、この傾向はおおむね横ばいで推移している。また、住宅火災による死者の数は、火災による死者総数の約9割という現状にある。火災のない安全・安心な市民生活を送るためには、火災を未然に防止し、また実際に火災が発生してしまった場合でも、その被害を軽減することが重要であるが、そのためには市民が日常的に取り組んでおくべきことについて認識しておく必要がある。また、札幌市自治基本条例においては、「市民参加」をまちづくりの基本原則としているが、防火安全対策においても「市民自治」「市民参加」が不可欠であるため、次のとおり改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民生活の安全及び安心を推進する観点から、火災予防のために市民が日常的に取り組むよう努めるべきことを条例に規定するため、第1条に条例が定める内容として「火災予防のために市民が主体的に行動するための基本的事項を明らかにすること」を加えるとともに、条例の目的として「市民生活の安全及び安心を推進すること」を規定し、見出しを「趣旨」から「目的」に改めることで、本条を趣旨規定から目的規定として位置付けた。(第1条〔目的〕関係) 火災予防のために、市民が日常的に取り組むよう努めるべきことを条例に位置付けるに当たり、第2章として「市民が主体的に行動するための基本的事項」の章を設け、火災の予防に資する行事及び地域活動への参加に努めること、火災予防及び火災被害の軽減に関する知識及び行動の要領の習得に努めること、消火器その他の初期消火に必要な防災機器の設置に努めること、防火性を有するものの使用に努めること、放火防止に向けた環境づくりに努めること、火災から高齢者等を守るための取組に努めることについて新たに規定した。(第2章関係) <p>2 平成24年5月に発生した広島県福山市のホテル火災や平成25年2月に発生した長崎県の認知症高齢者グループホーム火災など、多数の死傷者が出た火災を受け、札幌市においても緊急の立入検査等を行った結果、重大な法令違反のある防火対象物(以下「違反対象物」という。)が多数存在していることが判明した。このような違反対象物に対して消防機関が改修、移転、除去等の命令を行ったときは、その命令内容が法第5条に基づき公示されることとなるが、公示が行われるまでにはいくつかの 절차를踏まなければならない、多くの時間を要することになる。この現状及び課題を踏まえて消防庁に設置された「ホテル火災対策検討部会」の報告書では、「違反対象物の公表制度について、広く全国の利用者等へ情報提供するという観点から、インターネットを用いた情報提供を行うことを検討すべき」との提言がなされ、これを受けた消防庁から違反対象物に係る公表制度の実施について助言がなされた。この公表制度は、公表に至るまでの手続を簡素化することにより、迅速に公表を行うことを目的としており、公表が行われるまでの期間はおおむね2～3週間と、公示が行われるまでの期間と比べ、大幅に短縮されることになる。札幌市においても、違反対象物</p>	

に係る情報を速やかに市民や利用者等に提供し、その安全確保につなげるとともに、違反対象物の関係者による違反状態の早期かつ自主的な是正を促す必要があるため、公表に至るまでの手続を簡素化し、おおむね2～3週間程度で公表することができるよう新たに規定した。なお、第72条として挿入したことで、従前の第72条以降は、第72条〔委任〕→第73条、第73条〔罰則〕→第74条、第74条→第75条にそれぞれ繰り下げられた。(第72条〔防火対象物の消防用設備等の状況の公表〕関係)

- 3 先述の「ホテル火災対策検討部会」において、小規模な宿泊施設であっても、早期に火災発生を感知し、建物内の人に報知する自動火災報知設備を設置することは火災被害を軽減する点で有効であるとの考えから、現在設置が義務付けられていない小規模な宿泊施設についても自動火災報知設備の設置の義務化を図るよう提言がなされた。これを受けた政令の改正により、法第17条第1項の規定により委任された政令第21条第1項に規定する自動火災報知設備に関する設置基準が見直され、政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物(旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの)について、従来延べ面積が300㎡以上のものについて自動火災報知設備を設置しなければならないとされていたものが、延べ面積にかかわらず自動火災報知設備を設置しなければならないこととされた。札幌市における自動火災報知設備に係る付加基準である第47条第1項第1号は、政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が150㎡以上のものには自動火災報知設備を設けなければならないとしているが、政令第21条の改正により条例の規制が政令のそれに包含されることとなったため、第47条第1項第1号の規定を削った。(第47条〔自動火災報知設備に関する基準〕関係)

【関係法令等】

- ・札幌市自治基本条例(平成18年札幌市条例第41号)
- ・消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第368号)

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成27年10月6日・札幌市条例第47号 (平成27年第3回定例会)
【改正概要】	
<p>・省令の改正により、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯の設置義務が免除される防火対象物が追加されたことに伴い、従前から札幌市が本条例において当該設備の設置義務を付加していた部分について、設置を要しない部分が生じるため、従前どおりの設置義務を継続させるための規定整備をした。(第44条〔スプリンクラー設備に関する基準〕、第47条〔自動火災報知設備に関する基準〕及び第51条〔誘導灯に関する基準〕関係)</p>	
【関係法令等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第368号) ・消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令(平成27年総務省令第10号) 	

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	平成28年3月1日・札幌市条例第12号 (平成28年第1回定例会)
【改正概要】	
<p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行後10年以上が経過し、施行当初には想定されていなかったグリドル付こんろ等の設備及び器具が市場に流通してきたことから、消防庁における対象火気設備等技術基準検討部会の報告内容を踏まえ、当該設備等への対応を図るため、対象火気設備等の位</p>	

置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、当該設備等に係る離隔距離に関する規定が整備された。このことから、当該設備等への対応を図る必要があるため、次のとおり改正した。

- ・近年の生活様式や消費者ニーズの多様化に伴い、新たなタイプの家庭用ガス調理機器が製造及び販売され、市場に流通するようになったことを踏まえ、平成27年3月、家庭用ガス調理機器に関するJIS規格に「ガスグリドル付こんろ」が追加された。当該機器については、今後も多数市場に流通することが予想されることを踏まえ、離隔距離について規定している別表第3の厨房設備の項及び調理器具の項にグリドル付こんろを追加した。(別表第3関係)
- ・近年、最大入力値が5.8キロワットの電磁誘導加熱式調理器が主流になってきたことを踏まえ、最大入力値が5.8キロワット以下かつ1口当たりの最大入力値が3.3キロワット以下である電磁誘導加熱式調理器及びその複合品(こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のものに限る。)に係る離隔距離を追加した。(別表第3関係)

【関係法令等】

- ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成27年総務省令第93号)

<p>公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)</p>	<p>令和元年7月5日・札幌市条例第35号 (令和元年第2回定例会)</p>
<p>【改正概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業標準化法の改正により、同法の名称が産業標準化法に、工業標準化法で定める工業標準の名称が日本工業規格から日本産業規格に改正されたことから、当該内容を引用している避雷設備に係る規定整備をした。(第20条〔避雷設備〕関係) ・住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令に規定する閉鎖型スプリンクラーヘッドについて、「標示温度が75度以下で作動時間が60秒のもの」が「標示温度が75度以下で種別が1種のもの」と改正されたことに伴い、閉鎖型スプリンクラーヘッドに係る規定整備をした。(第34条の5〔設置の免除〕関係) ・特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(以下「特定小規模省令」という。)の改正により、宿泊施設の用途に供される部分の床面積が300平方メートル未満の共同住宅との複合用途防火対象物については、同省令に基づき、自動火災報知設備に代えて特定小規模施設用自動火災報知設備を設置できることとなった。これを踏まえ、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、特定小規模省令に基づき、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合は、政令部分に住宅用防災警報器等を設置しないことができる旨の改正をした。このことにより、当該自動火災報知設備を設置した場合における住宅用防災警報器等の設置を免除する旨の改正をした。(第34条の5関係) 	
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年総務省令第34号) ・住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成31年総務省令第11号) ・火災予防条例(例)の一部改正について(平成31年2月28日付け消防予第63号通知) ・住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号) ・不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号) 	

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	令和2年12月10日・札幌市条例第58号 (令和2年第4回定例会)
<p>【改正概要】</p> <p>電気自動車等の走行距離の延伸ニーズや、電池コストの低価格化等により、大容量の電池を搭載した電気自動車等の開発が進められており、電気自動車等の短時間充電を可能とする急速充電設備の普及が加速することが予想される。一方、全出力50キロワットを超える急速充電設備については、第15条に規定する変電設備の規制対象となるが、当該規制は電気自動車等への充電を行うことが想定されていないため、全国統一的な基準として対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことから、それを踏まえ、次のとおり改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットへ拡大し、基準を新たに規定した。(第15条の2〔急速充電設備〕関係) ・全出力50キロワットを超える急速充電設備を設置し、又は変更しようとする者に対する消防署長への届出を義務付けた。(第66条〔火を使用する設備等の設置の届出〕関係) 	
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和2年総務省令第77号) ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について(令和2年8月27日付け消防予第226号通知。本通知において、火災予防条例(例)の一部改正通知を兼ねるもの) 	

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	令和5年7月11日・札幌市条例第19号 (令和5年第2回定例市議会)
<p>【改正概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年6月7日に閣議決定された「規制改革実施計画」を受けて行われた「急速充電設備の規制のあり方に関する検討部会」における検討結果を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことから、それを踏まえ、次のとおり改正した。(第15条の2〔急速充電設備〕関係) ・急速充電設備の全出力の上限を撤廃した。 ・急速充電設備の充電対象に、船舶・航空機その他これらに類するものを追加した。 ・急速充電設備のコネクターを用いて充電するものとした。 ・分離型の急速充電設備(設備本体と充電ポストにより構成されるもの)は、充電ポストを含むものとした。 ・充電ポストは、変圧機能が無く、出火危険が低いことから、きょう体を不燃材料で造らなくても良いこととした。 ・分離型の急速充電設備を屋外に設ける場合、充電ポストは、建築物から3メートル以上の距離を保つ必要がないとした。 ・急速充電設備には、利用者が手動で緊急停止できる装置を、利用者が異常を認めたときに、速やかに操作できる箇所に設けることとした。 ・保安のために設ける蓄電池には、急速充電設備に内蔵する蓄電池に関する規定を適用しないこととした。 ・充電ポストに蓄電池を内蔵することで出火危険が高まることから、保安のために設けるものを除き、蓄電池は内蔵してはならないこととした。 ・条例第27条に規定する「喫煙所」と表示した標識の設置に関して、健康増進法第33条第2項に規定する「喫煙室専用標識」を設ける場合においては、類似した標識である喫煙所標識の設置を義務 	

<p>付ける必要がないことから、喫煙所標識の設置義務を除外することとした。(第27条〔喫煙等〕関係)</p>
<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年2月21日総務省令第8号) ・消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について(令和5年2月21日付け消防予第56号通知。本通知において、火災予防条例(例)の一部改正通知を兼ねるもの) ・健康増進法(平成14年法律第103号) ・産業標準化法(昭和24年法律第185号)

<p>公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)</p>	<p>令和5年12月12日・札幌市条例第43号 (令和5年第4回定例会市議会)</p>
<p>【改正概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省消防庁における「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会」及び「火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会」の検討結果を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことから、次のとおり改正した。(第15条〔変電設備〕、第15条の2〔急速充電設備〕、第17条〔蓄電池設備〕、第66条〔火を使用する設備等の設置の届出〕及び別表3関係) ・キュービクル式の変電設備の求めていた、建築物等の部分との間に換気、点検及び設備に支障のない距離を保つことは、基本的な安全対策として必要な要件であることから、キュービクル式の蓄電池以外についても同様とすることとした。 ・急速充電設備のきょう体^{きょう}を筐体と改め、雨水等の浸入防止措置を筐体に講ずることとした。 ・蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、保有する電気エネルギーの大きさである蓄電池容量に依存することから、規制対象に係る単位をキロワット時とすることとした。 ・蓄電池設備の潜在的な火災リスクを蓄電池の種別ごとに検討した結果、安全基準値は蓄電池の種別によらず、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制対象から除くこととした。 ・蓄電池設備は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすることとした。 ・蓄電池設備の規制は、開放形鉛蓄電池を想定していたため、アルカリ蓄電池の床又は台を耐酸性としないことができていたが、密閉形の蓄電池や酸性又はアルカリ性ではない蓄電池の普及から、耐酸性の床又は台上としなければならない対象を、開放形鉛蓄電池の電槽に限定することとした。 ・屋外に設ける蓄電池設備の雨水等の浸入防止措置は、急速充電設備の規定を準用することとした。 ・屋外に設ける蓄電池設備は、原則として建築物から3メートル以上の距離を保つこととされているところ、一定の要件を満たすことで当該制限の適用が除外されており、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを適用除外の要件に新たに追加することとした。 ・火を使用する設備等の設置の届出において、比較的小規模な蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は届出を要しないこととした。 ・別表第3に掲げる建築物等や可燃物との間に必要な火災予防上安全な距離に、固体燃料である木炭を燃料とした厨房設備の距離を新たに追加することとした。 	
<p>【関係法令等】</p>	

【札幌市火災予防条例の改正経過】

- ・消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）
- ・消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について（令和5年5月31日付け消防予第306号通知。本通知において、火災予防条例（例）の一部改正通知を兼ねるもの）

公布年月日・条例番号 (該当する札幌市議会)	令和6年10月3日・札幌市条例第42号 (令和6年第3回定例会)
---------------------------	-------------------------------------

【改正概要】

令和4年度に総務省消防庁から『改正火災予防条例（例）の運用について』の一部改正及び『防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会について』等の廃止について（令和5年3月16日付け消防予第174号）が示され、令和5年度当初から教育担当者制度に係る規程等の見直しを行ってきた。見直しの結果、防火管理業務等の責任者である防火管理者及び防災管理者が、必要な知識を習得できる機会が制度上十分なものとなり、また、管理権原者に対する指導等を通じて防火管理業務等が適切に行われ得る現状においては、防火管理業務教育担当者制度等を設けておく必要がないと考えられることから、防火管理業務及び防災管理業務教育担当者制度を廃止することとした。

【関係法令等】

- ・『改正火災予防条例（例）の運用について』の一部改正及び『防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会について』等の廃止について（令和5年3月16日付け消防予第174号）